

消費者基本計画等の作成（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 1. 6百万円
（令和2年度予算額 1. 6百万円）

事業概要・目的・必要性

- 「消費者基本計画」（以下「基本計画」という。）は、消費者基本法に基づき策定されるものであり、第4期の消費者基本計画は、令和2年3月に閣議決定され、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間として運用されているところです。
- 第4期の基本計画においても、その実効性を高めるために、基本計画に基づいて講ずべき具体的施策について記載した工程表を毎年度改定する予定です。
- 令和3年度以降、施策の実施状況について検証・評価・監視を行うため、工程表の改定並びにその周知を実施します。

事業イメージ・具体例

- 第4期消費者基本計画に基づく工程表の改定と周知
- 基本計画工程表には、広範多岐にわたる個別施策が掲載されており、適格消費者団体を始めとする主要な消費者団体の担当者等において、これらの施策の現状が正確に理解されることが必要であるため、工程表等を印刷・製本し、関係団体等に配布し、理解の深化を図ります。
- 印刷・製本資料の配布と並行した理解深化の取組として、消費者庁主催の消費者行政ブロック会議（全国6か所で開催：北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）に参加し、基本計画や工程表の内容について、都道府県等消費者行政担当者に対し、わかりやすく説明します。

資金の流れ



期待される効果

- 基本計画工程表の配布や内容の周知を通じ、地方を含めて広く消費者政策への理解が深まるとともに、消費者行政の一層の推進が期待されます。

ギャンブル等依存症対策の推進に必要な経費 (消費者庁消費者政策課)

令和3年度予算案 4. 1百万円

(令和2年度予算額 4. 1百万円)

事業概要・目的・必要性

○ ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年7月公布、平成30年10月施行)に基づき置かれる推進本部の副本部長として、消費者担当大臣が特定されていることを踏まえ、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(平成31年4月19日閣議決定)を積極的に推進することが求められています。

○ そのため、以下の取組を実施します。

(1)ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及の取組の強化

(2) 実態調査の実施

事業イメージ・具体例

○啓発用資料の作成・活用

・消費者庁では、様々な啓発用資料を作成・公表し、知識の普及を図っていますが、ギャンブル等依存症をめぐるのは、新たな知見が順次得られていることから、内容の更新が重要です。

・そのため、令和3年度には既存資料を増刷するほか、ギャンブル等依存症対策に資する新資料を作成します。

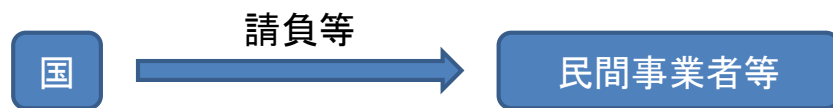
○実態調査の実施

・国民全般のギャンブル等との関係を明らかにする観点、
・ギャンブル等依存症対策に係るより効果的な注意喚起・普及啓発の実施の観点、

・ギャンブルを行う者が陥りやすい消費者トラブルについての把握の観点

から、インターネット調査を実施します。

資金の流れ



期待される効果

P D C Aサイクルを通じて状況を把握しながら、知識の普及のための取組を強力に推進することを通じ、依存症を原因とする多重債務問題等に陥る者の発生抑制が図られることになると見込まれます。

Society 5.0時代における消費生活の課題への対応に関する調査（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 5.0百万円
（令和2年度予算額 5.2百万円）

事業概要・目的・必要性

情報通信技術の高度化によって、AI、IoT、ビッグデータの活用、ロボット等の更なる技術革新が進展し、新しいビジネスや商品・サービスが出現している。

政府の成長戦略を始め、我が国では官民を挙げて、これらの革新的な技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会である「Society 5.0」の実現の加速を目指しており、人等との接触を回避する「新しい生活様式」も社会に浸透しつつある。

その結果、消費者にとって利便性が向上する一方で、新たなリスクや課題も出現すると見込まれる。

こうした問題等に迅速かつ有効な対応策を講じることができるよう、Society 5.0やポストコロナ社会の実現により消費者が受ける影響について調査するとともに、今後発生し得る消費者トラブルの芽を早期に発見し、その潜在的なリスク及び対応策を検討する。

事業イメージ・具体例

調査機関に委託し、以下の調査を実施。

- ・ Society 5.0やポストコロナ社会の実現に取り組んでいる、国内の事業者や先進的自治体の動向※
- ・ 海外の政府や事業者の消費者保護の取組
- ・ 技術革新の進展がもたらす消費生活の変化予測

※ 例えばAIを活用した消費者とのコミュニケーションや情報提供

資金の流れ



期待される効果

必要な情報を収集・分析し、関係者や消費者へ情報が周知・共有されることによって、今後発生し得るトラブルの未然防止や既存のトラブルの拡大防止が図られる。

国際化に伴う消費者行政経費（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 1. 1億円
（令和2年度予算額 1. 2億円）

事業概要・目的・必要性

消費者基本計画では、経済協力開発機構消費者政策委員会等への積極的な参画や各国との消費者問題に関する政策対話等の実施により、消費者政策に関する国際的な連携を強化することとされています。また、消費者庁新未来創造戦略本部において、国際共同研究等の新たな取組を推進し、海外の消費者行政等の動向に係る調査研究を進め、有用な施策の積極的な導入に取り組む一方、他国に誇れる我が国の取組の積極的な発信に努めることとされています。これらを踏まえ、以下を実施します。

- ①二国間・地域間協力、多国間協力のための協議等
・越境消費者問題への対応のため、各国消費者行政当局との間で協力関係構築のための協議等を行うとともに、OECD消費者政策委員会（CCP）等の多国間の会合における国際的な情報交換に積極的に参画します。
- ②諸外国の法制度及び体制等の調査
・我が国の消費者政策の検討に活用するため、デジタル取引に関する法制度の比較分析、海外実地調査等により、諸外国の法制等について把握します。
- ③日中韓消費者政策協議会の運営
・日中韓の消費者政策や国境を超える消費者問題等について情報・意見交換することを目的として、関係国が順に議長を務め2年に一度議長国にて当該協議会を開催することとなっています。次回議長国は日本であることから、2021年度（令和3年度）に日本で同協議会を開催します。※前回は2019年12月に中国にて開催。
- ④消費行動等に関する調査研究
・我が国の消費者政策の検討に活用するため、消費者を取り巻く社会情勢や環境の変化を捉えた政策研究を行います。
- ⑤消費者政策に係る国際シンポジウム及び国際研修の開催
・国際シンポジウムの開催により、ベストプラクティスを共有するとともに、我が国の政策の実証事例や政策研究の成果を海外に発信するほか、国際研修の開催により、アジア諸国と双方の消費者行政の知見を深め国内の消費者政策へ生かすとともに、国際連携を強化します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- ①二国間・地域間協力、多国間協力のための協議等に要する経費：
・デジタル化・国際化に伴って生じる新たな消費者問題への対応や、今般の新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大により改めて顕在化した消費者の脆弱性及び今後の経済情勢の変化を踏まえた消費者政策の推進に向けて、各国消費者行政当局との間で協力関係構築のための協議等を行うとともに、OECD・CCP、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）」等へ参加し、情報・意見交換を行う。
・OECDへの任意拠出金により、我が国の関心のあるプロジェクトを進めるとともに、政策提言やガイドライン等へ我が国の主張を反映させる。
- ②諸外国の法制度及び体制等の調査：
・消費者法制の国際比較法研究を行う。
- ③日中韓消費者政策協議会運営：
・日中韓消費者政策協議会を令和3年度中に日本にて開催し、新型コロナウイルス感染拡大に係る対応、脆弱な消費者の保護、デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引に係る課題等について情報・意見交換を行う。
- ④消費行動等に関する調査研究：
・国外の最新の知見や国内の諸課題を踏まえるため、消費行動及び政策効果検証等の調査研究を実施する。
- ⑤消費者政策に係る国際シンポジウム及び国際研修の開催：
・国際シンポジウム及び国際研修を定期的に開催し、政策の実証事例や政策研究の成果を世界へ発信するとともに、国際連携の強化を図る。

期待される効果

- 国際的な消費者政策の動向及び海外の政策研究の潮流等に関する情報収集、関係団体との連携並びに消費者を取り巻く社会情勢や環境の変化を捉えた政策研究の実施を通じて、中長期的な視野で課題をとらえ適時適切な政策を効果的に展開していくことにより、多様化・複雑化する消費者問題への対応が図られます。
- とりわけ、相互に取引関係の強い日中韓の連携強化により、国境を超える消費者問題の解決が促進されることが期待できます。

新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 13.3百万円
（令和2年度予算額 5.6百万円）

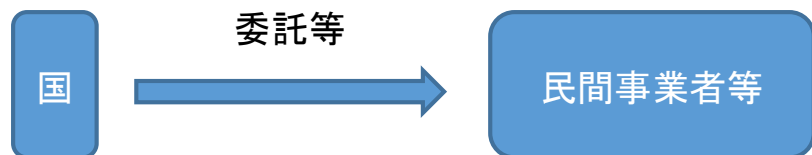
事業概要・目的・必要性

- インターネット取引に伴うトラブルは年々増加傾向にあり、平成30年版消費者白書によると、消費者相談全体の3割程度を占めます。また、越境電子商取引の市場拡大や5G、IoT等の新技術の発展などにより、インターネット技術・サービスは、年々高度化・多様化しています。
- そのため、令和3年度においても引き続き、今後新たな消費者トラブルにつながるおそれがある国内の最新のインターネット技術・サービスを抽出して調査を実施し、さらに令和3年度からは海外で先行して進んでいる技術・サービスについても抽出して調査を実施し、その潜在的なリスクを分析します。また調査結果について、関係者に共有し、消費者への情報発信を行います。

事業イメージ・具体例

- これまでは調査機関に委託し、例えば、「サブスクリプション」について、ヒアリング（サブスクリプションサービス事業者等）及びアンケート等の調査を実施しました。
- 令和3年度は、以下のテーマを一例として、調査実施時点の最新状況を踏まえた文献調査、ヒアリングやアンケート等を実施し、報告書をまとめます。
 - ✓ 日本で普及しつつある新たなインターネット技術・サービスの現状とそれに伴うトラブルの動向等
 - ✓ 海外で先行的に普及し、今後、日本での普及が見込まれる新たなインターネット技術・サービスの概要と将来的なトラブルのリスク等
- 「インターネット消費者取引連絡会」において、事業者、行政機関、消費者相談機関等に調査結果を共有し、議論を行い、インターネット取引における新たな課題を共有します。また、調査報告書を消費者庁ウェブサイトに掲載し、消費者への情報発信を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 必要な情報を収集・分析し、関係者と情報共有することにより、事業者自身による自主的な取組の促進等が図られます。また、消費者へ情報が周知されることによって、今後発生しうるトラブルの未然防止や既存のトラブルの拡大防止が図られます。

SNSを活用した消費生活相談の実証実験（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 30.0百万円

（令和2年度予算額 27.1百万円）

事業概要・目的・必要性

近年、SNSの利用増加に伴い、若年者層を中心に、日常のコミュニケーションで消費生活相談の主要な受付方法の一つである電話を利用しない傾向にあります。

また、成年年齢の引下げにより、知識や経験の乏しい18歳～19歳の消費者トラブル増加も懸念される一方で、若年者層は、トラブルに遭っても消費生活センター等の公的な窓口で相談をしない傾向があり、若者の消費生活トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務となっています。

このような状況を踏まえ、消費生活に関する相談手段の多様化について検討するため、平成31年3月に7名の有識者から成る「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」（以下「本研究会」という。）を立ち上げ、SNSの活用に焦点を当て、消費生活相談への応用と実現可能性について検討を進めてきましたが、本研究会の成果を基に更なる分析と検証を重ねるために、SNSを活用した消費生活相談を試行します。

期待される効果

- 事前確認として相談が寄せられるケースもあるなど、SNS相談が消費生活相談へのハードルを下げ、気軽に活用できるようになることで、被害の未然防止につながり得る。
- 文字による相談が可能になることで、これまで自分で相談できなかった障害者や外国人、日中は電話する時間が確保できない労働者などが相談する機会が増える可能性がある。
- 相談以外にも、SNSの機能を活用することにより、注意喚起などプッシュ通知機能等で消費者個人へダイレクトに伝えることができ、有事の際の情報発信ツールとして、消費者に安心感をもたらす存在となり得る。

事業イメージ・具体例

- SNSを活用した消費生活相談の試行に係る経費
⇒SNSを活用した消費生活相談の窓口を試験的に開設する（業者へ委託し実施）

【試行の内容】

- ・SNSを活用した消費生活相談を行うためのシステムを構築
- ・相談対応者に対して事前研修を実施
- ・相談体制を構築の上、SNSを活用した消費生活相談を実施
- ・相談対象者に向けて周知・広報を実施
- ・相談内容を記録・分析の上、報告書・マニュアル等を作成

【試行の場所・期間】

- 【場所】選定した地方公共団体等 2箇所程度
- 【期間】9カ月程度

【その他】

- ・必要に応じて有識者による会議を開催

※内容は試行の中で適宜追加・変更を行う場合があります

資金の流れ



消費者財産被害対応経費（消費者庁消費者政策課）

令和3年度予算案 26.7百万円
（令和2年度予算額 26.5百万円）

事業概要・目的・必要性

○消費者財産被害に関する情報収集・分析・対応のための経費

消費者安全法は、消費者事故等に関する情報の集約や、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずることにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことを目的としています（同法第1条）。

財産被害における「消費者事故等に関する情報の集約」に関しては、民間サービスを活用した情報収集、有識者との消費者トラブルの動向等に関する情報交換を行います。

財産被害における「消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置」に関しては、具体的には、同法第38条第1項に基づく消費者への注意喚起等を行っているところ、同規定の法律上の要件を満たす証拠を収集するため、事業者の現地調査や、被害者及び事業者の事情聴取等を行います。

資金の流れ



期待される効果

○財産被害に関し、消費者事故等に関する情報を集約し、消費者への注意喚起等の消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずることにより、消費者安全法の目的を達成できる。

事業イメージ・具体例

○消費者財産被害に関する情報収集・分析・対応

- 記事検索システムや登記情報提供サービス等を利用した消費者事故等に関する情報収集
 - ・ 記事検索システムを用いて端緒情報に関連する記事等を検索することにより、寄せられた端緒情報の詳細、正確性、被害の拡大状況等を確認。
 - ・ 登記情報提供サービスを用いて、事業者の所在、代表者、状況（解散、清算終了等）を確認。
 - ・ スマートフォンを用いて、SNSを通じた悪質事業者の勧誘状況の情報を収集。
- 被害者からの事情聴取や事業者への立入調査
 - ・ 被害者及び事業者からの事情聴取や事業者への立入調査を行うことにより、注意喚起に繋がる情報を詳細に入手。
- 有識者との情報交換会の開催
 - ・ 年2回、実際の消費者問題の状況に詳しい有識者から、最近の消費者トラブルの動向や注意事項についての情報・意見や助言を得るための情報交換会を開催。

公益通報者保護の推進に必要な経費（消費者庁消費者制度課）

令和3年度予算案 **81百万円**
（令和2年度予算額 62百万円）

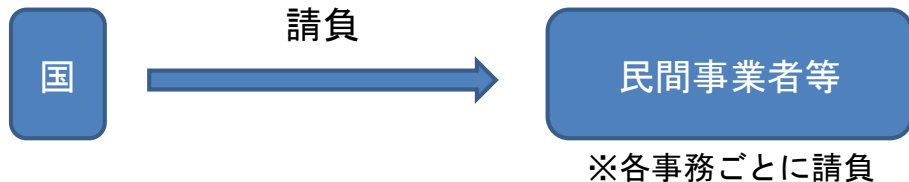
事業概要・目的・必要性

- 本事業では、公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進並びに同制度の運用に関する情報収集・調査研究を実施してきた。
- 消費者の安全・安心を損なう企業不祥事が明らかになる中、公益通報者保護制度の実効性・取組の強化の必要性が指摘されてきたところ、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が第201回通常国会で成立した。
- 今般の改正法により、民間事業者（約350万社）及び市区町村（約1750自治体）に対して内部通報窓口の義務又は努力義務が付加された。改正法は令和4年度に施行予定であるため、令和3年度には、内部通報窓口の整備促進のための更なる取組（事業者向けの研修会・説明会の実施、制度の周知広報等）が必要となる。
- 本改正法の成立に伴い、内部通報窓口の整備運用等に関する各種相談や問合せが増加することが想定される。

事業イメージ・具体例

- 制度の周知に伴う研修素材等の作成・活用、事業者向けの研修会の実施等を通して事業者等の通報窓口を整備促進する。
- 法改正に伴うハンドブックの改訂・印刷・配布とともに、広報啓発動画やSNSを利用した周知広報活動を行う。
- 民間事業者における内部通報制度の整備・運用促進に向け、内部通報制度の実態調査や認証制度の発展等に関する検討を行う。
- 内部通報窓口の整備運用等に関する各種相談や問合せに対応するために、既存のシステムの更新・利便性の向上に向けた方策について検討を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 労働者による制度の認知度の向上
- 市区町村及び中小企業の内部通報窓口の設置の促進

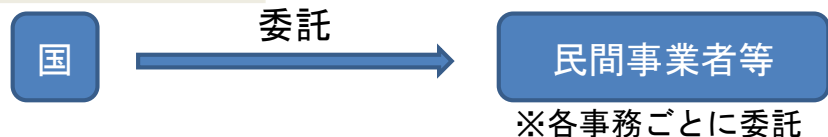
消費者団体訴訟制度の推進に必要な経費（消費者庁消費者制度課）

令和3年度予算案 **60百万円**
（令和2年度予算額 68百万円）

事業概要・目的・必要性

- 本事業では、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度の企画・推進（適格消費者団体・特定適格消費者団体の適正な認定監督、消費者団体訴訟制度の機能強化のための取組、消費者団体訴訟制度の周知広報等）並びに財産被害防止・救済の施策の検討（消費者契約法の見直し、同法の周知広報等）を実施してきた。
- 消費者裁判手続特例法については、令和3年春から施行状況を踏まえた見直しの検討を始める予定であり、令和3年度に検討が本格化する見込みである。
- 消費者契約法については、平成30年改正時の衆・参消費者特委の附帯決議を受け、改正法の提出を念頭に検討を続けているところである。
- 消費者団体訴訟制度の更なる推進のため、適格消費者団体等の事務手続をオンライン化するなどその事務負担を減らしたり、適格消費者団体等の情報収集力を強化する必要がある。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 消費者裁判手続特例法の見直しに向けて、民法・民事訴訟法等を専門とする研究者やその他有識者等をメンバーとする研究会を開催する。
- 成年年齢の18歳への引下げを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることから、主に若年者を念頭に、消費者契約法の周知広報を行う。
- 全国の適格消費者団体等の国への申請の変更届出や事業報告書の提出等について、オンラインによる提出等を開始するほか、全国の適格消費者団体等やその他関係者間の連携を図り、個別事案の差止め等最近の活動などについて情報共有を図るための「適格消費者団体連絡協議会」を運営する。

期待される効果

- 消費者裁判手続特例法附則第5条の規定に基づく、法の施行状況を踏まえた制度の見直しの検討が進展する。
- 消費者契約法の認知度が向上する。

地方モデル事業

令和3年度予算案 1.1億円
(令和2年度予算額 1.0億円)

事業概要・目的・必要性

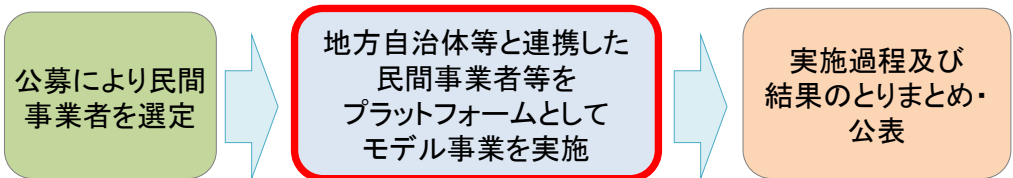
- 厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めていくためには、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫して、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、地方消費者行政におけるモデルとなる行政手法を創出する。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした「新しい生活様式」等の取組が求められる中で、新たな政策課題も発生している。地方消費者行政の分野においても、官民を挙げて効率的かつ効果的に課題への対応を図っていく。
- 事業で得られた優良事例を創出し全国的に横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進する。

事業イメージ・具体例

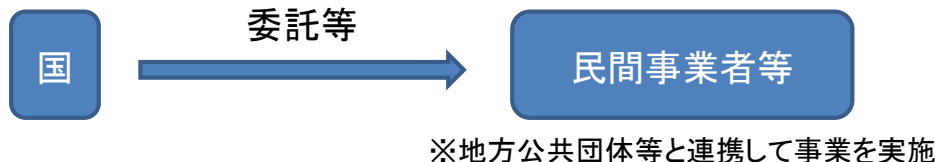
公募により、民間事業者等の提案から10事業程度（1事業あたり500～2000万円程度）を選定

<事業例>

- 消費生活相談員の業務のPRなど、消費生活相談員のプレゼンスを向上させるための取組
- 高齢者などの配慮を要する消費者を見守るための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）における民間団体等とより連携した見守り手法の開発
- 感染症拡大による飲食店の営業自粛等を踏まえた、食ロスの削減に向けた行政機関、民間企業、消費者の連携・協働による自主的な取組を促す取組
- 感染症対策を踏まえた「新しい生活様式」とそれに伴う消費者問題の事例紹介・注意喚起の作成・発信



資金の流れ



期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出する。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組について情報提供することで、全国的な対応力強化を図る。

消費生活協力員・協力団体養成事業

令和3年度予算案 10.0百万円
(令和2年度予算額 24.4百万円)

事業概要・目的・必要性

- 政府として認知症高齢者・障害者等に対する取組が課題となっており、消費者被害を防止するための対策も重要な取組の一つ。
- このような中、消費者庁は認知症高齢者・障害者等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークである消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が全国の地方公共団体で設置されるよう取組を促進（300自治体で設置（令和2年11月末時点））。今後は、見守りネットワークの設置促進に加え、本ネットワークの実効性の確保が重要な課題。

○見守りネットワークの活動を一層促進するため、地域の見守り活動の担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成事業を実施。

(参考1)「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議)(抄)

⑩消費者防止施策の推進

認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制（消費者安全確保地域協議会）の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害の注意喚起を行う。

(参考2)「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月)(抄)

<政策目標4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【地域の見守り活動の充実】

4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

事業イメージ

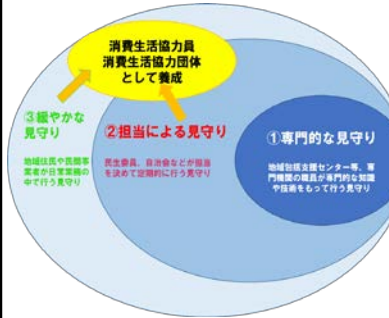
- 消費生活協力員・協力団体養成講座の開催
消費生活に関して興味を持つ住民又は消費者被害を発見しやすい立場にある者（ヘルパー、民生委員等）や地域の事業者（金融機関、コンビニ、宅配事業者等）を対象とした「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催する。

※全国の適格消費者団体、消費者団体等に委託し講座を開催

（見守り活動充実のための消費生活協力員・消費生活協力団体の養成）

消費生活協力員・協力団体に期待される役割

- <被害未然防止のための情報提供>
 - ・悪質商法の紹介、チラシの配布
 - ・消費生活センターの紹介
 - <消費者被害の早期発見>
 - ・気づきと声掛け
- <被害情報の消費生活センターへのつなぎ>
 - ・被害を確実に消費生活センターにつなぐための（本人への）説得
 - ・消費生活センターとの協働（説明支援、クーリングオフ書面作成、発出のサポート等）
- <被害情報の適格消費者団体への提供>
 - ・景品表示法違反に係る差止め請求に資する適格消費者団体への適切な情報の提供



期待される効果

- 感染症や災害発生時における、特に配慮を要する高齢者・障害者等の消費者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止。
- 消費生活に関する知識を有する地域の見守りの多様な担い手の増加。
- 消費者安全確保地域協議会の設置促進及び活動の実効性の向上（消費生活センターにアウトリーチ機能を充実）。

資金の流れ



消費生活相談員担い手確保事業

令和3年度予算案 69.5百万円

(令和2年度予算額 50.5百万円)

事業概要・目的・必要性

- 地域住民のより豊かで安全・安心な消費生活を実現するためには、身近な相談窓口において、質の高い相談・救済を受けることができる相談体制の整備が必要であり、「消費生活センターの全国的配置や相談員の対応力向上」が求められている。
- 一方、消費生活相談員の配置数は、相談員の担い手不足などを背景として、2年連続で減少しているところ。
- こうした全国共通の課題に対応するため、消費生活相談員担い手確保事業を実施し、各地の消費生活センターで相談業務等を担う適切な人材を供給する。

(参考)「消費生活相談員資格試験制度の創設」について

- 改正消費者安全法(平成26年法律第71号)では、地方公共団体における消費生活相談員の人材確保や質の向上のため、消費生活相談員の職を法律に位置付けるとともに、内閣総理大臣の登録を受けた機関により実施される消費生活相談員に関する資格試験制度を創設し、新しい資格試験に合格することや、これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長に認められることを、消費生活相談員の要件としている(平成28年4月1日施行)。
- なお、平成28年4月1日時点で、従前の消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を保有する者であり、かつ一定の要件(直近5年間で1年以上の実務経験等)を満たす場合、「消費生活相談員資格試験合格者」とみなすとされている。

事業イメージ

- 消費生活相談員養成講座の開催
消費者安全法に基づく消費生活相談員資格の取得に向けた養成講座を全国どこでも受講可能な形で開催し、全国の消費生活センターで勤務する消費生活相談員を養成する。
 - ※ 単に国家資格試験に合格させるだけではなく、合格後、消費生活相談員として勤務する可能性の高い者を集める
 - ※ 国家資格試験合格者と消費生活相談員が不足している消費生活センター等とのマッチング等を実施。
 - ※ 消費生活相談員としての勤務に必要な手続きや問題解決に向けた情報提供等、円滑に消費生活相談員として勤務を開始していけるようフォローアップを実施。

消費生活相談員養成講座

D-ラーニング等、全国どこでも受講可能な講座

【実施主体】 消費者庁(民間事業者・団体等に委託)

【受講者】 消費生活センター勤務希望者



講座修了者の消費生活センター勤務支援

- ※ 試験合格者と地方公共団体とのマッチング
- ※ 円滑に勤務を開始できるようフォローアップ
- ※ 雇用に伴う人件費は当該地方公共団体が負担

資金の流れ



委託等



民間事業者等

期待される効果

- 全国の消費生活センターの相談員の担い手不足の解消。
- 地域偏在なく、質の高い消費生活相談・救済が可能となる。

消費者政策専門人材育成事業

令和3年度予算案 7.7百万円

(令和2年度予算額 7.7百万円)

事業概要・目的・必要性

- 消費者問題が多様化していく中で、地域における審議会等の議論の活性化を図るためには、地域における消費者政策の専門人材の育成を図る必要がある。
- 消費者政策の基礎理論となり得る学問は、法学分野や教育学分野のほか、経済学分野や商学・経営学分野などの各々の分野で独立して存在している。
- これらを「消費者政策」という切り口で体系的に整理し、大学等において消費者政策を学ぶためのプログラムや教材を開発する。また、授業等の実施結果を通じた調査研究を実施する。

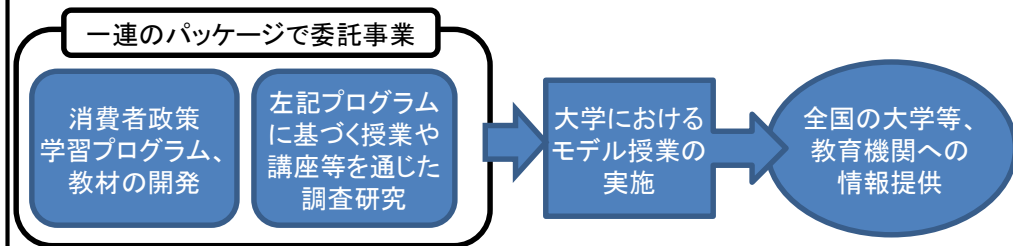
(参考)消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書 (平成31年4月 消費者庁)

消費者政策推進に関する専門人材を育成するため、消費者庁は、人材育成に取り組む大学と連携し、モデルとなる学びの場(公共政策に係る人材養成を行う既存の大学院に、新たにコースやプログラムを設けること等が期待される。)を全国に数箇所置くことを目指すべきである。その際、ICT(オンデマンド型教材)などを活用して、住む地域により学ぶ機会が制約されない環境作りも重要である。

事業イメージ・具体例

- 大学等に事業を委託し、消費者政策を学ぶためのプログラム開発を行い、授業等で実践する。また、これらの結果についての調査・研究を行う。
- 調査・研究結果について報告書としてとりまとめ、プログラム及び実践事例について、全国の大学等の教育機関への情報提供を行う。

(消費者政策専門人材育成事業)



資金の流れ



期待される効果

- 消費者政策学習プログラムの開発及び実践事例の調査研究を実施し発信することで、消費者政策を総合的に学べる環境を全国的に整備する。
- 複雑化・高度化する消費者問題に対応できるよう、消費者政策の担い手の対応力強化を図る。

消費者ホットラインの運営に必要な経費

令和3年度予算案 1.1億円
(令和2年度予算額 1.1億円)

目的・必要性

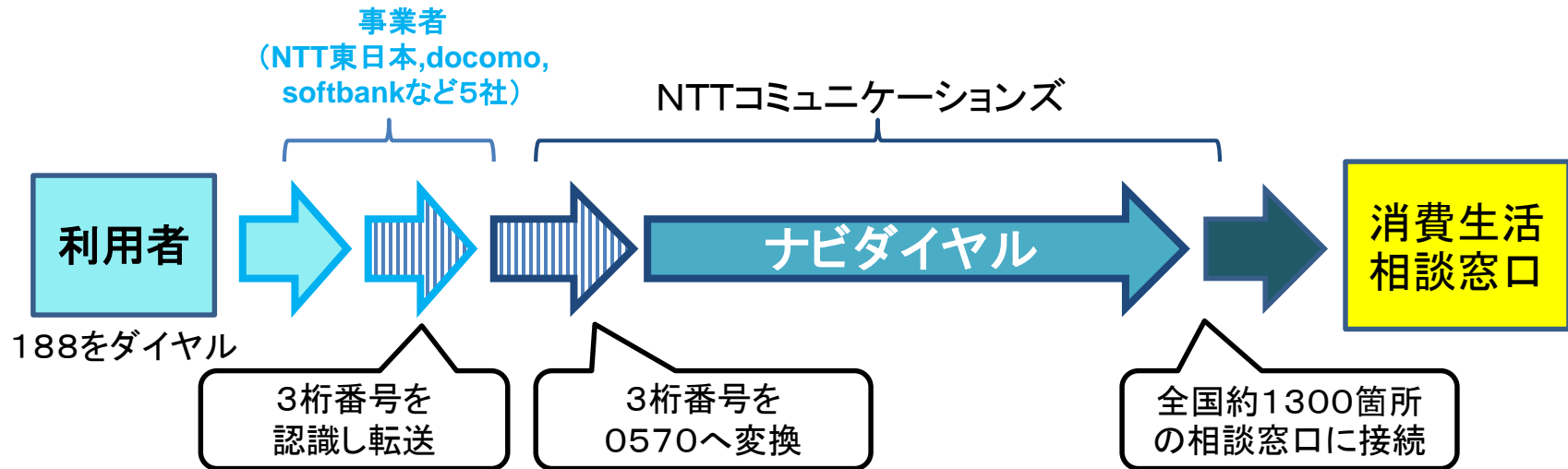
- 消費者に身近な消費生活相談窓口にアクセスしやすい環境を整備することを目的として、消費者ホットラインを平成22年より全国で実施。
平成27年からは3桁番号の「消費者ホットライン188」をスタートしており、継続的なシステムの運営に必要な経費を要求するもの。

期待される効果

- 地方公共団体が設置する身近な相談窓口に誰もがアクセスしやすい環境を整備することにより、窓口を知らない消費者からの相談を受付け、解決に繋げることができる。

事業イメージ・具体例

<消費者ホットライン188の基本的な流れ>



消費者ホットラインの広報に必要な経費

令和3年度予算案 15百万円
(令和2年度予算額 7百万円)

目的・必要性

- 消費者に身近な消費生活相談窓口へアクセスしやすい環境を整備することを目的として、「消費者ホットライン」を平成22年1月より全国で実施。
よりアクセスしやすい環境とするため、平成27年7月より3桁化（188）。
- 令和元年度の利用実績は約95万件となっており、3桁化導入前の利用実績約34万件（平成26年度）の約2.8倍となっているが、消費者意識基本調査によると188の認知度は著しく低い状況。
- 消費者ホットライン（188）の認知度向上に向け、積極的・効果的な広報が必要。

事業イメージ・具体例

- 地方部を含む全国を対象に、世代等も考慮した効果的な広報を展開。
 - ① 主に若者を対象に、SNSや若者が集まる施設を活用した動画配信。
 - ② 学生（若者）や高齢者を対象に、全国の路線バスを活用した広告を実施。
 - ③ 幅広い世代を対象に、主に地方都市の鉄道を活用した広告を実施。
※東京、大阪の地下鉄等についてはこれまでに実施

併せて、政府広報や地方自治体におけるポスター・チラシの設置等の取組についても引き続き実施。



資金の流れ



期待される効果

- 消費者ホットラインの存在を知らない消費者に「188番」を知っていただくための認知度向上に向けた取組により、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげる。

地方公共団体等との連携・協働に必要な経費

令和3年度予算案 **32.4**百万円
(令和2年度予算額 35.2百万円)

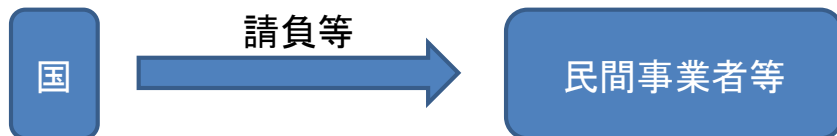
事業概要・目的・必要性

- 地方公共団体と消費者庁、消費者団体をはじめとする地域で消費者問題に携わる団体・グループが連携し、消費者庁がそういったグループ等と自治体のつなぎ役となることで、さらに連携を強化し、地方消費者行政全体の底上げを図る必要がある。
- 地方消費者行政の充実・強化のための諸課題に取り組むため、現場の実情把握を図るための関係者との意見交換や、交流の場を設けて、地方公共団体職員や消費者問題に取り組む関係者・グループとの「顔の見える関係」を構築するための経費。

事業イメージ・具体例

- 地方消費者フォーラム
地方消費者行政の充実・強化のためには、地方公共団体との交流・連携のみならず、地域で消費者問題に携わる団体・グループの活動の活性化が不可欠であり、こうした団体・グループとの「交流」の場を設け、緊密な情報交換や意見交換等を行う。
- ブロック会議
消費者庁から地方公共団体への働きかけ、消費者庁と地方公共団体関係者の交流・連携の促進、地方公共団体の取組の進捗状況や「現場」の課題、要望等の把握等を目的として、「消費者行政ブロック会議」を全国7箇所で開催する。
- 地方公共団体向け執行研修
地域における消費者被害の防止・救済を図るため、消費者庁所管法令の執行に関する実践力を身に付けることを目的として、実務ノウハウの取得に重点を置いた研修を、地方公共団体及び地方支分部局の職員等に対して実施し、法執行強化を図ります。

資金の流れ



期待される効果

「現場」の関係者との積極的な交流・連携を図り、地域の実情把握に努めることにより、「現場」のニーズや実情を踏まえた施策の展開を行うことができる。また、地域の消費者活動が活発化することにより、地域における消費者問題への「総合的な対応力」を高めることができる。

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和3年度予算案 24.5億円※（令和2年度予算額 20億円） ※令和2年度第3次補正予算案を含む

事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。
- このため、地方消費者行政強化交付金を通じて、地方公共団体における情報化・自治体間連携等を通じた消費者行政の体制強化や、国として取り組むべき重要な消費者政策推進への取組等を支援する。
- 令和3年度においては、これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持することとする。このうち、「強化事業」については、既存の事業メニューの重点化を図る一方、感染症や災害発生時の対応力強化や、情報化の推進の観点から、消費生活相談体制のデジタル化や自治体間の連携を促進する。
 - ①地方消費者行政強化事業
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。
 - ②地方消費者行政推進事業
平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

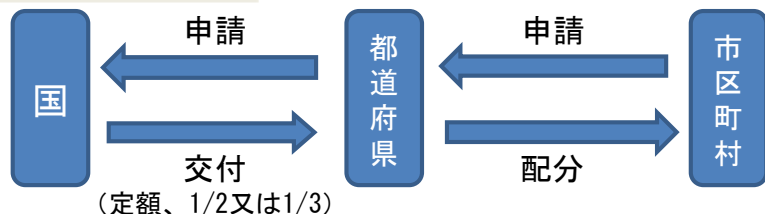
事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1/2補助＞

- (1) 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援
 - ①情報化の推進(SNS等を活用したオンライン相談受付、テレビ会議・テレワーク・タブレット端末等を用いた見守りの導入等に必要な経費を補助)
 - ②自治体間連携(都道府県による市町村支援や市町村間の広域連携等)の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用や市町村への指導等に必要な旅費等、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップに必要な旅費等を補助)
- (2) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化
 - ①配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
 - ②消費者教育・啓発への取組
 - ③SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
 - ④法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
- (3) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業＜研修メニュー＞
 - ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
 - ②配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
 - ③消費者教育・消費者政策の普及啓発
 - ④消費者政策に関連する法改正等への対応
 - ⑤PIO-NET2020刷新に係る研修(*) (2)及び(3)はこれまでのメニューを重点化した上で、柔軟に運用。

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

消費者教育充実・推進事業（消費者教育推進課）

令和3年度予算案 95百万円（令和2年度予算額 80百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕

令和3年度予算案 6.8百万円（令和2年度予算額 6.0百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

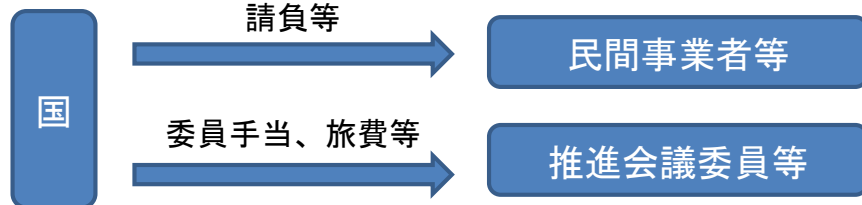
- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行う。
- エシカル消費(人・社会・環境等に配慮した消費行動)の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行う。

事業イメージ・具体例

- 消費者教育推進会議(審議会)の開催
「若年者への消費者教育推進に関するアクションプログラム」(集中強化期間(平成30～令和2年度の3年間))に基づく取組を総括し、取組強化を検討するとともに、地域における消費者教育の実態を把握しながら、地域の消費者教育力の底上げに向けた議論を行う。また、令和4年度までを計画期間としている基本方針の見直しに向けた議論を開始する。

- 消費者教育ポータルサイトの運用・改修
安定的な運用を図るためのシステム保守を行う。また、消費者教育の基盤強化のため、教材等のデジタル化を重点に見直しを行う。
- 若年者への消費者教育の推進
令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の成果も踏まえ、出前講座の充実など若年者への消費者教育を推進する。
- 消費者教育プログラムの開発
高齢者や特別支援学校向けに効果的な消費者教育プログラムを開発(必要な担い手支援コンテンツ作成を含む)し、その普及を図る。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、各種イベント等への積極的な参画等、情報発信の取組を強化する。
 - ・エシカル消費に関する教材の自治体や学校等での活用が進むよう働きかけを行うとともに、職員による出前講座等を実施し、全国への普及に取り組む。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成する。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促す。

消費者に対する普及啓発事業（消費者教育推進課）

令和3年度予算案 11百万円
（令和2年度予算額 9.2百万円）

事業概要・目的・必要性

○消費者支援功労者表彰

消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループに対して、その功績を称え顕彰し、全国の消費者支援活動を活性化し、もって消費者利益の擁護及び増進を図る。

○消費者月間

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とすることが決定され、令和3年度で34回目を迎える。

消費者月間の間、消費者、事業者、行政等が一体となり、消費者問題に関する様々な啓発・教育事業を集中的に実施。消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援する。

事業イメージ・具体例

○消費者支援功労者表彰

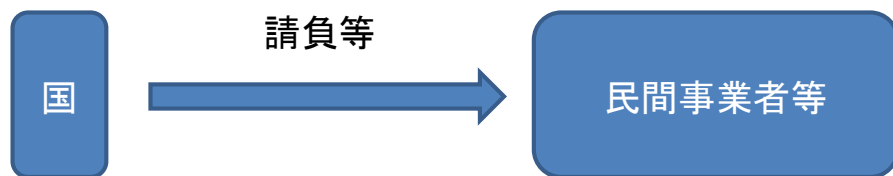
関係団体の推薦を基に、消費者支援功労者選定会議の審査を経て、内閣府特命担当大臣が被表彰者を決定する。令和2年度は、内閣総理大臣表彰5件、内閣府特命担当大臣表彰15件、ベスト消費者サポーター一章40件を授与。

○消費者月間

消費者被害の防止や消費者安全の確保等の課題について、消費者一人一人が自分ごととして捉え、その解決に向けた具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、消費者、事業者、行政が一体となって、普及啓発等の事業を集中的に実施する。

具体的には、ポスターの作成や多様な主体による様々な取組を積極的に発信するなど、国民一人一人の意識の向上・取組の促進に向けた機運の醸成を行う。

資金の流れ



期待される効果

○表彰を通じ、全国の消費者支援活動を活性化し、消費者被害の防止・解決を図る。

○消費生活における様々な課題の解決に向け、消費者月間における普及啓発事業の集中的実施を通して、消費者一人一人の取組を促進する。

食品ロス削減推進調査事業（消費者教育推進課食品ロス削減推進室）

令和3年度予算案 45百万円（令和2年度予算額 30百万円）〔食品ロス削減推進調査経費〕

令和3年度予算案 1.5百万円（令和2年度予算額 2百万円）〔食品ロス削減推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

事業イメージ

食品ロス削減推進調査経費

○消費者等への普及啓発のための人材育成等

- ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
- ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する際のリーダー的な人材である「食品ロス削減サポーター」（仮称）を育成するための研修会などを行う。

○先進的な事例や優良事例等の全国的な展開

- ・「食品ロス削減推進大賞」を実施し、優れた取組を表彰する。
- ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。

○スマートフォン向けコンテンツの充実化

- ・国民それぞれが、自らの食品ロスに関心を持ち、食品ロスの削減を実践できるよう、スマートフォン向けコンテンツの充実化を進める。

○諸外国における制度等の調査

- ・海外における食品ロス削減に関する消費者等への先進的な普及啓発事例、外食時の持ち帰りにかかる制度等に関する調査を行う。

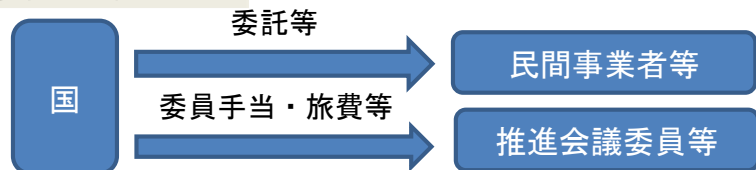
○食品ロスの削減に関する取組状況の調査

- ・消費者の食品ロスに対する意識や効果的な削減方法の工夫、消費者と事業者の連携状況、先進的な取組についての調査を行う。

食品ロス削減推進会議

- ・関係大臣及び有識者を構成員とする本会議のほか、有識者による会議を開催し、食品ロス削減に係るヒアリング等を実施する。
- ・法第11条に規定される「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップを行う。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 事業系食品ロス、家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する。

消費者政策の企画立案のための調査等経費（消費者庁参事官（調査・物価等担当））

-消費者白書の作成、意識基本調査の実施、ハンドブック消費者の作成、消費者被害トラブル額推計-

令和3年度予算案 **35百万円**

（令和2年度予算額 36百万円）

事業概要・目的・必要性

- 平成24年の消費者基本法の改正・施行に伴い、翌25年度より毎年、政府が講じた消費者政策の実施状況に関する年次報告（消費者白書）を作成の上、国会に報告することとなっている。
（参考）消費者基本法第10条第2項
- 消費者安全法に基づき集約された消費者事故等情報と、PIO-NET情報等の情報をあわせて適切に分析し、同法第13条第4項に基づく国会報告を行うとともに、必要に応じ、消費者に対する注意喚起を実施。
（参考）消費者安全法第12条、第13条第4項、第15条
- 消費者を取り巻く社会経済情勢が変化（IT化、国際化等）し、消費者トラブルも複雑化・多様化する中で、安全・安心な消費生活のための的確な政策対応をとるには、日頃から日常の消費生活における消費者意識や求められる政策ニーズを把握し、活かしていく視点が不可欠。消費者の認識や様々なニーズを的確に把握するため、消費者意識基本調査を毎年継続的に実施。

事業イメージ・具体例

- **消費者白書の作成**
消費者意識基本調査等の結果をもとに、消費者の満足度や消費者政策に対するニーズを政策調査員を活用して詳細に分析し、政府が講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、法律に基づいて国会に報告するとともに、全国の地方公共団体や消費生活センター等に広く配布する。
- **消費者意識基本調査の実施**
消費生活や消費者政策に関する一般消費者の満足度、ニーズなどについて有識者の意見を踏まえ包括的な調査項目を設定し、毎年継続的に調査を実施（委託）。（年1回、サンプル数10,000）
- **ハンドブック消費者の作成**
消費生活に関する各種法令・制度の解説に重点を置きつつ、消費者政策の状況、関係機関の活動状況等を幅広く収録した「ハンドブック消費者」を作成し、全国の地方公共団体や消費生活センター等に広く配布する。
- **消費者被害トラブル額推計**
消費者被害・トラブルの全体の規模を定量的に把握するため、消費者被害・トラブル額の推計を行い、平成26年より毎年、消費者白書において公表。

期待される効果

- 消費者問題に対する国民や関係機関の理解が深まるとともに、消費者ニーズを的確に捉えた適切かつ効果的な消費者政策の企画立案が可能となり、ひいては消費者主役の社会の実現につながる。

資金の流れ



消費者志向の事業者活動の推進経費（消費者庁参事官（調査・物価等担当））

令和3年度予算案 **4百万円**
（令和2年度予算額 10百万円）

事業概要・目的・必要性

- 従来の法執行等の規制に加え、**持続可能な社会に向け、事業者等との連携・協働が重要**。消費者庁では「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の普及促進や表彰の実施等により**消費者志向経営を推進**。
- 消費者基本計画では、企業が消費者志向経営に取り組んでいることが広く消費者などから評価され、結果として企業価値の向上につながることを目指すとされている。
- 一方、消費者志向自主宣言事業者が150程度にとどまっている現状を踏まえ、**令和3年度に実施予定の推進活動見直しでは、事業者が消費者志向経営に取り組む「インセンティブの構築」が最重要課題**。
- 企業経営においては、投資家・消費者など多様な関係者からESGやSDGsへの対応が求められており、**ESGやSDGsは企業のサステナビリティの観点から今や無視できない視点**。特にESGの“S（社会）”は、社会的弱者の救済や新たな生活への対応など多くの社会課題が顕在化しているが、定義や評価手法が確立されていない。
- このため、消費者行政の「舵取り役」として、**消費者庁が多様な主体と連携し、ESGの“S（社会）”と関連付けた「消費者」の要素を重視した指標を検討し、消費者志向経営の取組を加速させる必要**。

事業イメージ・具体例

1. 推進活動に係る令和3年度見直し

- ・令和2年度優良事列表彰における新評価指標の検証や専門家へのヒアリング結果等を踏まえ、消費者志向経営の概念整理や金融面での促進案等（※）を検討した上、令和3年度中に推進活動に係る見直しを実施。
（※）このほか公益通報者認証制度との連携や消費者の認知向上策等を検討予定。

2. 「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の推進

- ・幅広い業種・規模・地域の事業者による消費者志向経営の取組促進を図るため、消費者団体、事業者団体、金融機関、行政等に対し積極的な働き掛けを実施。

3. 消費者志向経営優良事列表彰の実施

- ・事業者や消費者の消費者志向経営についての認知向上に向け、優良事例を広く発信すべく、優良事列表彰を実施。

資金の流れ



期待される効果

- ・消費者志向経営が社会の基本認識となることで、**消費者被害の未然防止に貢献**。事業者にとっても自身の企業価値が向上。
- ・**悪質事業者対応等に係る行政コスト削減にも寄与**。
- ・事業者・消費者との協働により持続可能な社会の実現に寄与。

生活関連物資等の買占めや便乗値上げ等を防止するための「物価モニター」制度運営に必要な経費（消費者庁参事官（調査・物価等担当））

令和3年度予算案 **36百万円**
（令和2年度予算額 38百万円）

事業概要・目的

- ①大規模災害発生などの緊急時に、消費者の過剰な不安感等による生活関連物資等の買占めや、合理的根拠のない便乗値上げ等を防止するためには、**生活関連物資等の需給・価格動向や消費者の意識・行動等を迅速かつ適切に把握**する必要。
また、**正しい情報に基づく消費者への啓発・情報発信を速やかにかつ効果的に行う**ことが求められる。さらに、状況に応じ、所管する国民生活安定緊急措置法等に基づく措置についても関係省庁と連携し速やかに検討する必要。
- ②令和2年以降、**新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマスク等の需要急増や食料品等の買占めの発生**を受け、関係省庁と連携し、マスク等の需給・価格動向の把握や、消費者向け啓発資料の作成・冷静な対応等の呼び掛け等を順次実施。
物価モニター調査でも急遽意識調査を拡充し便乗値上げの監視を行った。加えて、**マスクとアルコール消毒製品については、消費者物価指数のウエイトからみれば重要度が高くなかったものの、店頭で品薄となる中、インターネット上の高額転売が横行したため、国民生活安定緊急措置法に基づき転売を禁止**。
- ③消費者庁では、生活関連物資等の価格動向等を把握するため「物価モニター調査」を毎月実施しているところ、引き続き価格動向や購買行動、消費者の意識等について適切な監視が不可欠。また、緊急時における消費者への情報発信の充実も必要。

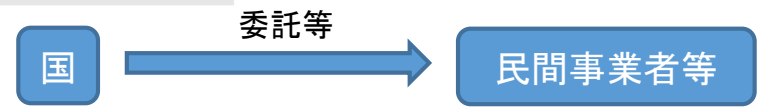
事業イメージ・具体例

- (1)「物価モニター調査」の実施等（毎月）
 - ①意識調査
 - ・消費者の購買行動、物価動向、消費動向、時宜にかなった政策課題等に関する意識・行動について調査を実施し、深度ある消費者意識の分析を行う。
 - ②価格調査
 - ・消費者庁が指定した調査対象品目について、価格の見取り調査を行い、価格動向を迅速かつ適切に把握。
- (2)消費者への啓発資料の作成・情報発信
 - ・上記(1)により把握した生活関連物資等の価格動向や消費者意識等について広報資料を作成し適時適切な情報発信を行う。
 - ・緊急時は消費者に効果的な呼び掛けを行うため啓発資料(チラシ等)も作成し、HP等で公表、全国の消費生活センター等にも配布。

期待される効果

- 今般の新型コロナウイルス感染拡大や大規模災害発生など緊急時において、生活関連物資等の安定供給や便乗値上げ防止等に向け、関係省庁と連携した迅速な政策対応が可能。
- 緊急時においても消費者が冷静に対応することで、結果として必要な消費者が必要な物資を確保することにつながる。

資金の流れ



消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和3年度予算案 **42百万円**
（令和2年度予算額 28百万円）

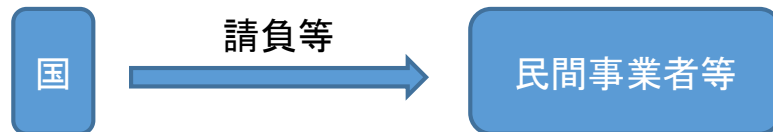
事業概要・目的・必要性

- 消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、食品安全基本法等に基づく食品安全の確保に関する諸施策を推進し、食品安全に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進するとされている。特に、福島第一原発事故による風評被害がなお残る中、引き続きリスクコミュニケーションの推進に取り組む必要がある。
- このため、前年度に引き続き、食品中の放射性物質等をテーマとした意見交換会を開催するとともに、地方公共団体等の多様な主体によるリスクコミュニケーションの取組を推進する体制を整備する。加えて、これまでの手法では十分な情報提供等が難しい者に対し、ITを活用した効果的なリスクコミュニケーションの手法を開発する。

事業イメージ・具体例

- 意見交換会の開催（継続）
食品安全の確保に関する施策等について消費者の理解増進を図るため、関係府省の連携又は消費者庁単独で、意見交換会を開催する。
- 多様な主体によるリスクコミュニケーションの推進体制の整備（継続）
地方公共団体や事業者団体等の多様な主体による食品安全に関する取組を推進するとともに、こうした取組で活用可能な使いやすいコンテンツの作成・周知等を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 科学的根拠のない情報による消費者の不安の払拭。正確な情報に基づき自身の判断により適切な消費行動をとる消費者の増加。

消費者安全の対策に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和3年度予算案 **91百万円**
（令和2年度予算額 112百万円）

事業概要・目的・必要性

○目的

事業者が提供する製品・役務等により、消費者の生命・身体に被害を及ぼす事故が発生している。

こうした事故を防止するためには、事業者において製品・役務の安全性の向上、注意表示等の充実を行うとともに、消費者が事故の危険性を認識し、安全に配慮したうえで製品等を利用することが重要である。

消費者安全法等に基づき、事故情報を消費者庁に集約し、消費者に向けた注意喚起等を実施することにより、事故の発生・拡大の防止に取り組む。

○事業概要

- ・関係行政機関、事業者等から事故情報の収集・公表
- ・事故情報等の収集・分析・活用のための調査
- ・消費者への注意喚起、事業者への資料要求、立入検査等の実施
- ・緊急事態等における関係省庁と連携した対応 等

事業イメージ・具体例

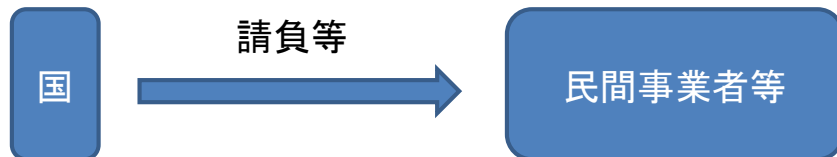
○事故情報の集約等

- ・消費者安全法や消費生活用製品安全法の規定に基づき、関係行政機関や事業者等から寄せられる事故情報を集約。（「量的な収集」）
- ・医療機関ネットワーク事業により、全国の医療機関の協力を得て事故情報を収集。（「質的な収集」）

○事故情報への対応分析

- ・収集した事故情報を分析し、被害の重大性等の観点から注意喚起すべき事案を選定。
- ・注意喚起に当たっては、事故現場の確認や事故分野の専門家から意見聴取や実験依頼等を行う。

資金の流れ



期待される効果

- ・事故情報を消費者庁に集約し、公表することにより、関係行政機関、事業者における事故防止の取組に資する。
- ・消費者庁が消費者への注意喚起を実施することにより、報道や地方公共団体等を通じて周知が図られ、子どもや高齢者を含め、消費者事故の防止に寄与する。

リコール情報周知の強化のために必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和3年度予算案 5百万円
（令和2年度予算額 9百万円）

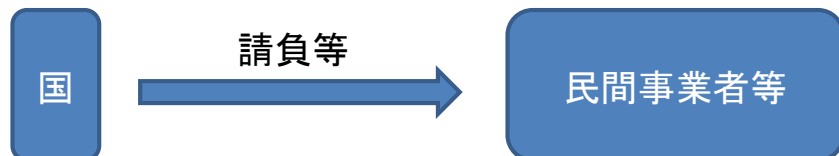
事業概要・目的

- 製品・車両・食品等が販売された後、安全性を欠くことが判明した製品等については、法令等や自発的に回収情報を公表されている。こういった種々の情報について、消費者の安全・安心の確保の観点から、消費者向け情報を「消費者庁リコール情報サイト」に集約し、消費者に向けて分かり易い情報発信を行う。
- また、製品が国境を越えて多く流通している現状を踏まえ、OECD「グローバル リコール ポータルサイト」に我が国のリコール情報を提供し、国際協力を推進する。

事業イメージ・具体例

- 「消費者庁リコール情報サイト」の運用業務
 - ・リコール情報を集約し、消費者が分野横断的に情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」（平成24年4月運用開始）の運用を行う。
 - ・リコール情報は、サイトを毎日更新するとともに、メールマガジンやツイッターを発信し、直接的に情報を届ける。
- (※)
 - 年間の新規に掲載したリコール情報の件数：861件（令和元年度）
 - 年間のリコール情報メールの配信数：239件（令和元年度）
 - 1か月当たりの平均アクセス数：約104万件（令和元年度）
- OECD「グローバル リコール ポータルサイト」に我が国のリコール情報を提供する。

資金の流れ



期待される効果

- 消費者が容易にリコール情報を確認できるようにすることによって、消費者のリコール情報に関する理解が増進され、リコール対象の製品による事故の防止が図られる。

消費者安全調査委員会に関する経費（消費者庁消費者安全課事故調査室）

令和3年度予算案 **89百万円**（共通費12百万円＋政策費77百万円）
（令和2年度予算額 90百万円（共通費12百万円＋政策費78百万円））

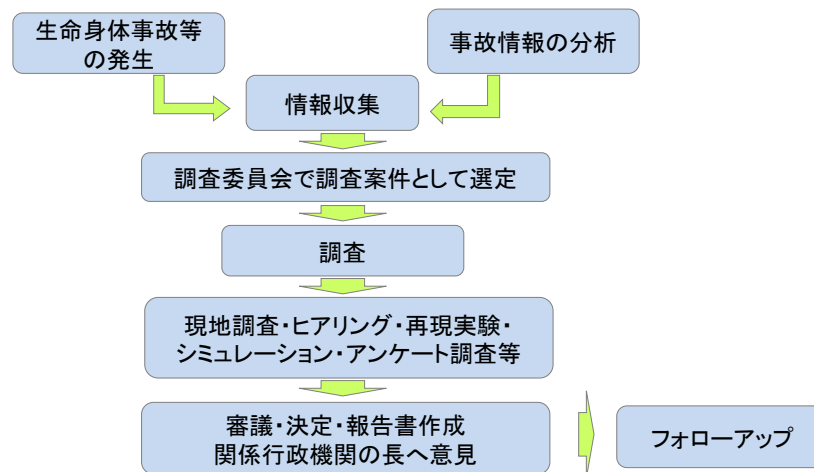
事業概要・目的・必要性

- 消費者安全調査委員会（※）は、生命身体事故等に係る事故等原因調査等を行い、事故調査報告書を作成する。また、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、必要な措置等についての勧告や意見具申を行う。
- 対象とする事故の範囲は、全ての生命身体事故等（運輸安全委員会の所掌である、航空、鉄道、船舶事故は除く）。
- 調査委員会の下に部会を2つ設置。委員会、部会共に月1回開催し、専門委員及び事故調査室員が行った事故調査内容について、審議を行う。

（※）合議制の機関（いわゆる8条機関）。委員は独立してその職権を行うとされている（消費者安全法第17条）。委員7名、臨時委員16名、専門委員43名（令和2年10月現在）を任命（全て非常勤）。消費者安全課事故調査室が必要とする事務を行うこととされている（消費者安全法第27条）。

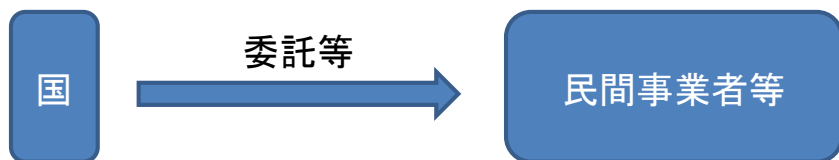
事業イメージ・具体例

<調査の流れ（イメージ）>



調査中の案件が3件
調査が終了した案件が16件
（令和2年10月現在）

資金の流れ



期待される効果

- 消費者安全調査委員会が、生命又は身体の被害に係る生命身体事故等の原因を究明し、再発・拡大防止のための提言（勧告・意見具申）を行うことによって、効果的に必要な措置がとられ、消費者安全の確保の推進が図られる。

特定商取引法等の執行（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 1.3億円
（令和2年度予算額 1.3億円）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。

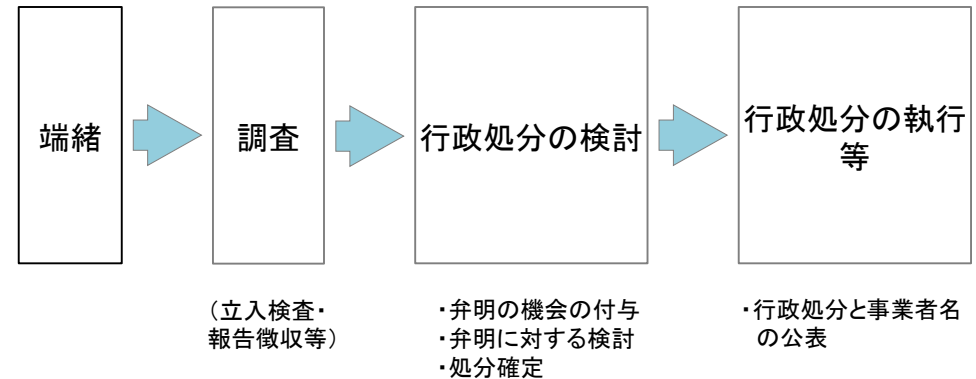
（事業の概要）

- 消費者トラブルの実態を踏まえ、法執行専門職員等も活用しつつ、特定商取引法に基づき被害の端緒情報の把握・消費者への聴取・立入検査などを行い、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。

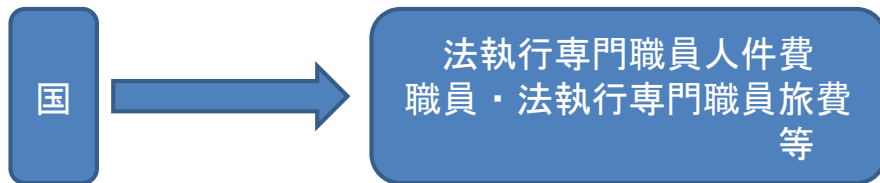
（事業の必要性）

- 悪質な事業者を取り締まり、消費者保護を十分に確保するために、特定商取引法の厳正な執行を行う必要がある。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 特定商取引法の厳正な執行を行うことにより、事業者が特定商取引法を遵守し、悪質な事業者から被害を受ける消費者が減少することを旨とする。

特定商取引等モニタリング（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 6百万円
（令和2年度予算額 7百万円）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

○特定商取引法及び預託法に係る実態調査など、政策の企画立案のための調査を行い、制度的手当や法執行の活用のための検討を行う。

（事業の概要）

○現在の商取引に関する実態を調査し、課題を把握するとともに、諸外国（欧米等）や都道府県（条例）による規制を分析する。調査テーマとしては、以下が考えられる。

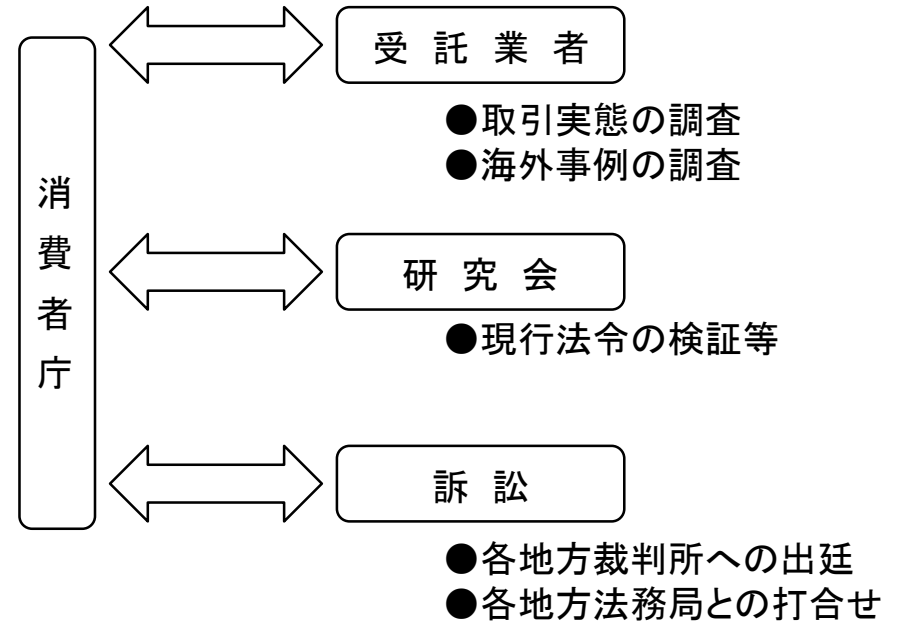
- ・特定商取引法及び預託法の改正法案を次期通常国会に提出予定であり、その適用対象となる分野（販売預託商法等）について重点的な調査を実施。
- ・情報商材に関連した特商法違反事件による若年者被害防止のための実態調査
- ・アフィリエイト広告やプラットフォーム取引などによる新たな形態の商法等

○そのほか、所管法令に関して、全国4地裁に提訴されている訴訟案件への対応を行う。

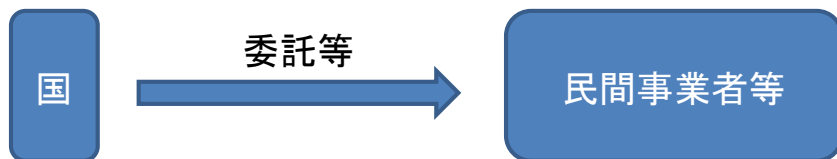
（事業の必要性）

○特定商取引法及び預託法の改正法案を次期通常国会に提出予定であるが、悪質事業者による違反行為は近年複雑化・多様化の一途を辿っている。消費者被害の拡大防止及び消費者利益を確保する観点から、新たな悪質商法に対して迅速に検討を行う必要がある観点から、令和3年度において実態把握を行うとともに、諸外国等の規制分析を行う。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○特定商取引法を時代に合った運用・制度にすることにより、新たな悪質事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指す。

インターネット通信販売等適正化事業（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 **82百万円**
（令和2年度予算額 82百万円）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

○インターネット通信販売等（個人間取引を含む）について、事業者による特定商取引法上の広告表示義務の遵守を図る。

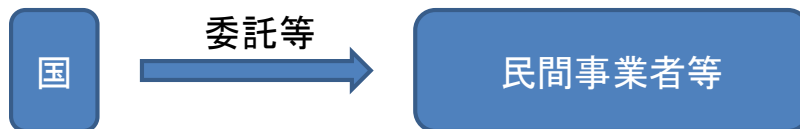
（事業の概要）

○インターネット通信販売等における事業者（個人事業主を含む）の特定商取引法上の広告表示義務の遵守状況を調査し、適宜、事業者に対する行政処分や指導を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダ等に対して違法な広告表示の情報を提供しウェブサイトの閉鎖を求める等の措置を講じる。

（事業の必要性）

○近年、インターネット通信販売取引においては、取引の増大とともに、プラットフォームを介した個人間取引の増加等の構造変化が見られるところであり、取引の公正及び消費者保護を図るためには、事業者としての自覚の乏しい個人などの新たな取引主体に対して特定商取引法の遵守を求めることが必要。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

自主選択

ウェブサイト
オークションサイト
テレビ

消費者

ウェブサイト
オークションサイト
テレビ

情報提供

消費者庁

職権探知等

＜特定商取引法に基づく調査・分析＞

【インターネット通販調査】

【個人間取引サイト・オークションサイト調査】

（一定条件を満たす個人出品者を含む）

【テレビ通販調査】

●調査内容

- ・11条（表示義務）
事業者情報、対価、送料、支払時期・方法、引渡時期、返品特約等
- ・12条（誇大広告等の禁止）
- ・14条（意に反する申込み）
有料申込みであることの認識
申込内容の確認・訂正

調査・分析結果に基づく

- ①違反事業者等に対する処分・指導
- ②ISP事業者、決済代行業者等への情報提供

期待される効果

○通信販売を巡る構造変化に適切に対応し、インターネット上の取引等における不当・不正確な広告表示等による消費者被害の防止を目指す。

特定商取引法等制度の周知・普及（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 **4百万円**
(令和2年度予算額 6百万円)

事業概要・目的・必要性

(事業の目的)

- 契約に関する消費者トラブルを予防し、また、トラブル解決を促進するため、これらに役立つ情報を、ウェブサイト等を利用して、悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や若年成年等を中心に、わかりやすい形で広く国民（消費者）一般に情報を提供する。

(事業の概要)

- 特定商取引法周知広報サイト「特定商取引法ガイド」の保守管理を外部事業者に請け負わせる。

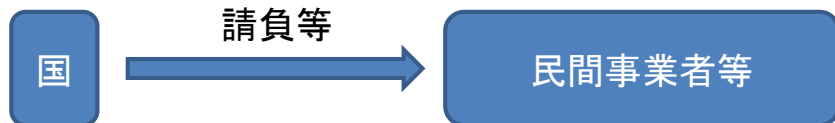
(事業の必要性)

- 消費者トラブルに関する正しい知識や、悪質事業者の新しい手口などを広く公に周知・広報することは、消費者保護を確保するために必要である。

事業イメージ・具体例

- 特定商取引法ガイド(法解説、トラブル事例、行政処分公表等)

資金の流れ



期待される効果

- 消費者トラブルに関する正しい知識や、悪質事業者の新しい手口などを、消費者が容易に知ることにより、消費者の自己防衛力が高まり、消費者保護の確保となるため、本事業を行う必要がある。

特定商取引法執行ネットの運営経費（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 **3百万円**
（令和2年度予算額 7百万円）

事業概要・目的・必要性

（事業の概要）

○消費者庁、経済産業局等及び都道府県で収集した特定商取引法違反事業者等の情報を集約し、これら関係機関の間で情報一元化するためのシステムを運営する。

（事業の目的）

○全国の特定商取引法違反事業者等の情報を迅速に一元化し、関係者間で共有することで、効果的な行政処分や行政指導等の実施を実現し、消費者保護の確保を図る。

（事業の必要性）

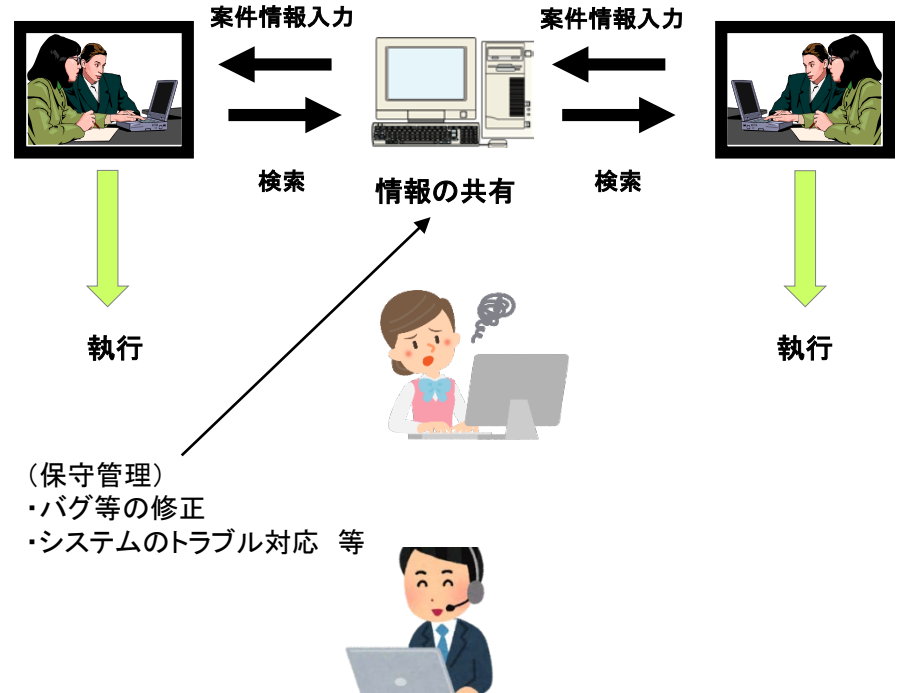
○高齢化の進展など社会経済情勢が急激に変化している昨今、行政処分を受けた業者の役員等が、業者の名前を変えて、同様の事業を続けるなど、手口が悪質化、巧妙化してきている他、違反行為自体も都道府県を跨る全国的な広がりがあり、重大な消費者被害の恐れのある事案が増えている。このような事態に対処するためには、全国の関係機関の情報一元化とそれを踏まえた迅速な対応が不可欠。

○上記の対応を含め、「特定商取引法執行ネット」の安定的な運用のため、システムの保守管理が必要となる。

事業イメージ・具体例

消費者庁・経済産業局等

都道府県



資金の流れ



期待される効果

○悪質事業者等に関する国及び都道府県の情報一元化により、連携のとれた業務遂行を行い、迅速な違反行為の是正、消費者被害の拡大を抑えることにより、消費者保護を確保できる。

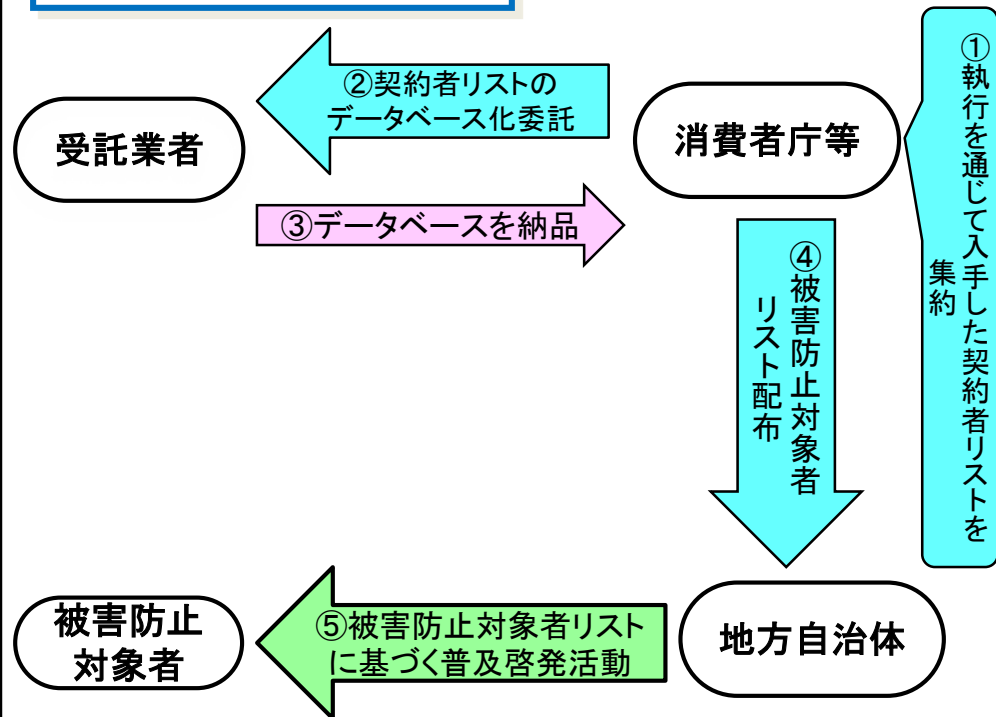
特定商取引法の違反行為による二次被害対策（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 3百万円
（令和2年度予算額 4百万円）

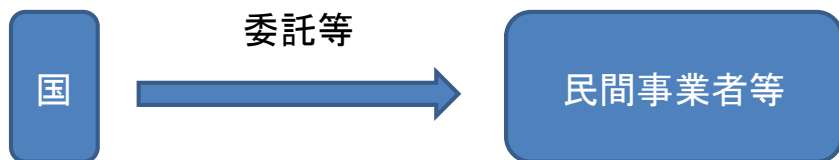
事業概要・目的・必要性

- トラブルに遭うリスクの高い消費者に対する効果的・重点的な普及啓発を行い、二次被害の防止を図るため、特定商取引法の執行を通じ入手した、悪質事業者が保有していた契約者リストを消費者庁に集約してデータベース化し、地域ごとの被害防止対象者リストを作成する。
- 作成したリストは、厳正な取扱いルールのもと、消費者庁から地方自治体へ配布し、各地域において被害防止対象者に対する普及啓発活動を行う。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 特定商取引法の執行を通じ入手した契約者リストを集約し、被害者リストを作成して重点的・効果的な普及啓発を行うことにより、悪質な事業者から二次被害を受ける消費者が減少することを目指す。

特商法及び預託法の戦略的普及啓発のための広報費（消費者庁取引対策課）

令和3年度予算案 6百万円（新規）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 令和3年通常国会に特商法・預託法の抜本的な改正法案を提出予定であることに加え、販売預託商法を含む悪質商法に対する未然防止を行うために、消費者一人一人に効果的に届くよう積極的・戦略的な広報を展開する。

（事業の概要）

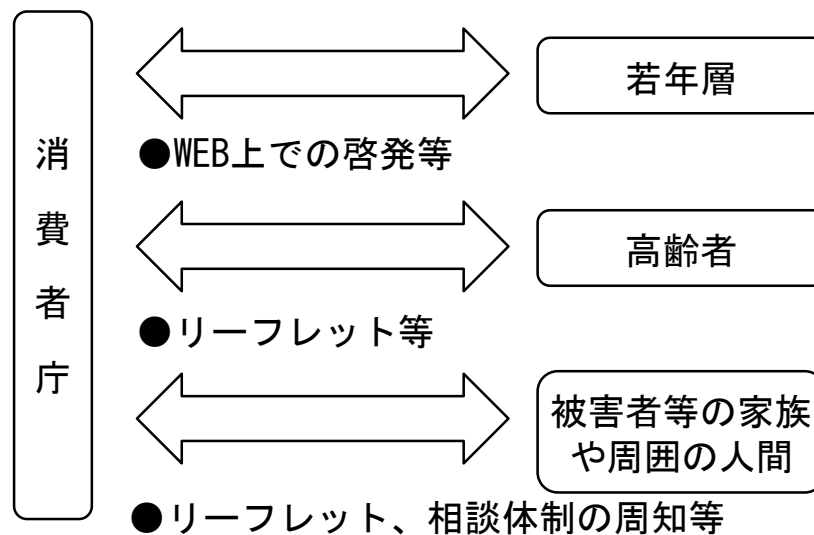
- 不特定多数の消費者層に特商法・預託法の改正内容についての情報を届けるのみならず、高齢者や若年層などターゲットを絞った戦略的広報を実施する。また、その家族や周囲の人にも焦点を当てる。

（事業の必要性）

- 抜本的な法改正がなされた場合、改正内容が消費者等へ十分に浸透するまでには、時間を要することが想定される。そのため、令和3年度において、時宜を得た広報を行うことが必要である。

事業イメージ・具体例

＜対象者ごとに効果的な戦略的広報の実施＞



資金の流れ



期待される効果

- 特商法・預託法の内容を効果的に広報することにより、消費者が安心して商取引を行うことができる環境を構築する。その結果として悪質事業者による消費者被害の減少を目指す。

景品表示法に係る普及啓発等関連経費（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 **38百万円**
（令和2年度予算額 34百万円）

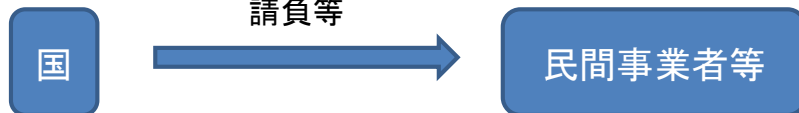
事業概要・目的・必要性

- 景品表示法は、商品・役務に係る不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示等の誇大広告）や過大な景品類の提供による不当な顧客の誘引を防止するため、消費者による自主的・合理的な商品等の選択を阻害するおそれのある行為の禁止等について定め、消費者利益の保護を目的としている。
- 本経費は、景品表示法に係る政策立案、普及・啓発活動等を通じ、事業者による違反行為の未然防止等を実現し、景品表示法の上記目的を達成するために必要な経費である。

事業イメージ・具体例

- (1) 告示・運用基準の制定・改廃等関係事業
- (2) 電子商取引表示監視調査システム関係事業
- (3) 都道府県等との連絡等関係事業
- (4) 協定又は規約の設定、普及・啓発関係事業
- (5) 商品・サービスの表示に関する実態調査関係事業
- (6) 表示に関する相談業務関係事業
- (7) 景品表示法情報ネットワーク等の運用事業
- (8) 景品表示法の普及・啓発関係事業
- (9) 表示管理責任に係る普及啓発、遵守状況調査
- (10) 改正景品表示法の施行状況の検討

資金の流れ



期待される効果

- 商品・サービスの表示に関する実態を調査することで、現状の問題点を正確に把握することが可能となり、より実態に即した政策立案、普及・啓発活動等の実現が期待される。
- 引き続き、関係行政機関との連携、相談対応等に努めることにより、違反行為の未然防止等が図られ、表示の適正化に資することが期待される。

景品表示法情報ネットワーク等の運用（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 4百万円
（令和2年度予算額 8百万円）

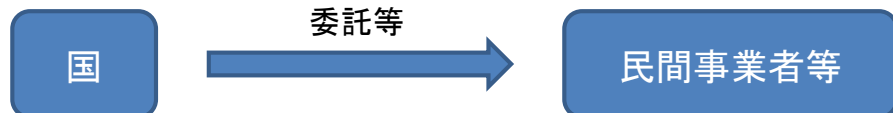
事業概要・目的・必要性

- 景品表示法執行ネットシステムは、景品表示法の運用を行う関係行政機関における端緒情報・調査状況等をデータベース化し、景品表示法に係る情報を一元化することを目的とするシステムである。
- 違反事案に係る外部からの情報提供（メール添付の電子ファイル等）の受信に伴う消費者庁LANのウイルス感染による情報流出等を防止するため、消費者庁LANから独立した回線及び端末を用いることで、情報セキュリティの保全を図っている。
- 本経費は、景品表示法執行ネットシステムを適正に運用することに加え、同システムの利便性の向上及び情報セキュリティの確保を通じて、景品表示法の円滑かつ適正な運用を行うために必要なものである。

事業イメージ・具体例

- 景品表示法執行ネットシステム関連業務
保守運用、動作不良等のトラブル発生時における不具合の調査・修復 等
- 景品表示法情報セキュリティ保全業務
国庫債務負担行為により、消費者庁LANから独立した回線及びPC端末を令和3年度までリースする（平成29年度からの継続契約）。

資金の流れ



期待される効果

- 景品表示法執行ネットシステムを適切に運用するとともに、利便性向上のための改善を行うことにより、景品表示法の円滑かつ適正な運用の実現が期待される。
- 情報セキュリティを高めることにより、ウイルス感染による情報流出等の重大事故の発生の防止が期待される。

家庭用品品質表示法に基づく表示の設定、普及、遵守状況調査に係る経費（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 2百万円
（令和2年度予算額 2百万円）

事業概要・目的・必要性

- 家庭用品品質表示法は、一般消費者が通常生活の用に供する商品のうち、購入する際にその商品の品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要なものを家庭用品として指定し、表示の標準となるべき事項を定めている。
- 政令及び府令において対象となる家庭用品の指定を行い、分野別の告示（繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程）において具体的な表示事項を定めている。
- 同法の普及啓発等に係る本経費は、家庭用品の品質表示の適正化を図ることにより、消費者の利益を保護するという同法の目的達成のために必要な経費である。

事業イメージ・具体例

- 家庭用品品質表示法で定める表示の標準となるべき事項等の品質表示の在り方について示した「家庭用品品質表示法ガイドブック」等、家庭用品品質表示法の普及啓発関連資料の印刷・製本を行う。
- 印刷・製本した普及啓発関連資料を、家庭用品品質表示法の執行機関である都道府県や、一般消費者からの家庭用品品質表示法に関する相談窓口である全国の消費生活センター等に配布する。

資金の流れ



期待される効果

家庭用品品質表示法の普及啓発活動を行うことにより、事業者による家庭用品の品質表示の適正化に資することが期待されるとともに、一般消費者の理解の深化による適切な商品選択等の確保に資することが期待される。

食品表示に関する違反事件調査等経費（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 **42百万円**
（令和2年度予算額 46百万円）

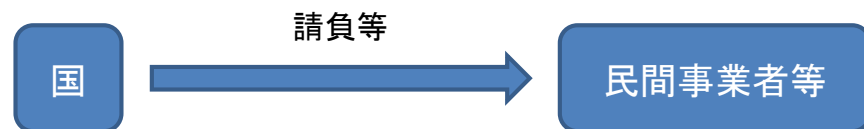
事業概要・目的・必要性

- 景品表示法、食品表示法、健康増進法等に基づく調査や改善指示・命令等の執行に関する事務を一元的に担う体制として、表示対策課内に「食品表示対策室」が設置されている。
- 食品表示関連法令に違反する行為に対しては、所要の調査を行った上で、適正な法執行を行う必要がある。特に最近では、新型コロナウイルスに対する効果を標榜する健康食品等が多く出回っており、厳正に対応する必要がある。
- また、食品表示関連法令の執行に当たっては、関係行政機関と連携を図り、効率的な法執行を行う必要がある。
- さらに、食品表示基準の改正により、すべての加工食品に、原料原産地表示が義務化され、監視対象品目の大幅増が見込まれており、これに適切に対応する必要がある。
- 本経費は、食品表示関連法令の適正な執行を行うために必要な経費である。

事業イメージ・具体例

- 食品表示に関する違反被疑事件調査等
健康食品等に係る虚偽・誇大表示の違反被疑事件調査について、複数の専門家による文献査読・エビデンス実証等を行うことにより、事件の措置方針の迅速な決定等に取り組む。
- インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視
スマートフォンを含むインターネット上の健康食品等の虚偽・誇大表示について、効率的な監視体制を構築する。
- 関係行政機関連携による監視指導体制の構築及び維持
健康増進法の執行機関である全国の地方厚生局、都道府県等との連絡会議の実施等することにより、監視指導体制の連携強化を図る。

資金の流れ



期待される効果

食品表示に係る監視体制を維持・強化するとともに、違反行為に対し迅速・厳正な調査・措置を行うことにより、食品に係る虚偽・誇大表示の是正、類似の表示を行う事業者に対する抑止効果等が期待され、もって消費者の適正な食品選択及び安全・安心の確保に資することが期待される。

住宅性能表示制度の普及促進に係る経費 (消費者庁表示対策課)

令和3年度予算案 0.2百万円
(令和2年度予算額 0.2百万円)

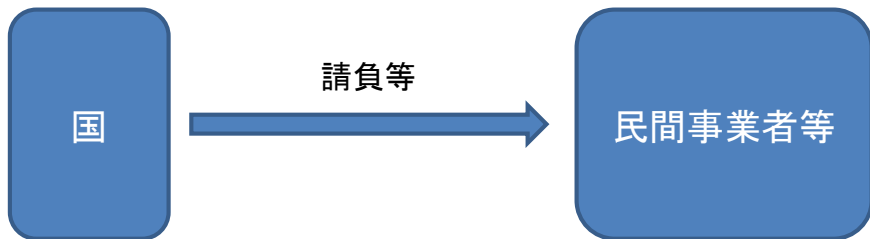
事業概要・目的・必要性

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律は、住宅の品質確保の促進等を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律であるが、消費者庁では、同法に基づく住宅性能表示制度を国土交通省と共管している。
- 本経費は、住宅性能表示制度について、消費者に対する普及啓発を行うことにより、住宅の品質確保に資するために必要な経費である。

事業イメージ・具体例

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づいて、住宅の性能を評価し表示するための基準等を定めた「住宅性能表示制度」等、住宅の品質確保の促進等に関する法律の普及啓発を図るため、パンフレット等を印刷及び製本する。
- 印刷及び製本したパンフレット等を、一般消費者からの住宅の品質確保の促進等に関する法律に関する相談窓口である全国の消費生活センター等に配布する。

資金の流れ



期待される効果

住宅性能表示制度について、消費者に対する普及啓発を行うことにより、消費者による適正な商品選択の確保に資するとともに、住宅品質の向上に資することが期待される。

消費税転嫁対策に関する経費（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 **31百万円**
（令和2年度予算額 35百万円）

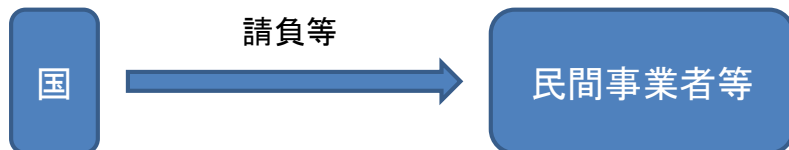
事業概要・目的・必要性

- 消費者庁表示対策課においては、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に係る事項を所管しており、消費税転嫁対策の周知広報、違反行為の取締り等を行っている。
- 本経費は、消費税転嫁対策に係る普及啓発等を行うことにより、違反行為の未然防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を実現するために必要な経費である。
- 令和3年度以降も、引き続き費用な予算・体制を確保し、転嫁阻害表示等に係る継続的な監視・取締りを行うべきことについては、令和2年2月27日に関係省庁で開催された会議（消費税転嫁対策特別措置法失効後の対応に係る関係省庁打合せ）において、古谷内閣官房副長官補からの指示として伝達されたところ。

事業イメージ・具体例

- 消費税転嫁阻害表示に係る違反行為を未然に防止するため、講習会への講師派遣等を行うことにより、消費税転嫁対策の普及・啓発を図る。
- 正規職員をサポートする非常勤職員を採用し、消費税転嫁阻害表示に係る違反が疑われる表示に対して、所要の調査の上、迅速かつ厳正に対処する。
- 一般消費者の中から消費税転嫁阻害表示調査員を委嘱し、インターネット上の表示をチェックし、阻害表示だと疑われる情報を発見した場合には消費者庁に報告する。

資金の流れ



期待される効果

消費税転嫁対策の基本的な考え方を普及啓発するとともに、違反行為に厳正に対処することで、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが期待される。

景品表示法違反事件調査経費（消費者庁表示対策課）

令和3年度予算案 **63百万円**
（令和2年度予算額 64百万円）

事業概要・目的・必要性

- 景品表示法は、不当表示及び過大な景品類の提供による顧客の誘引を禁止することで、一般消費者の利益を保護することを目的としている。
- 景品表示法に違反する行為に対しては、専門家等からの意見聴取、表示物の確認、試買、関係人からの事情聴取等、所要の調査の上、措置命令を行い、厳正に対処する必要がある。特に最近では、新型コロナウイルスに対する効果を標榜する商品が多く出回っているところ、その効果に合理的根拠がないものや、表示されている有効成分を含有していないものも多く、これらに厳正に対応することが重要な課題となっている。
- また、調査の結果、所定の要件を満たす場合には課徴金納付命令を行う必要がある。

事業イメージ・具体例

1. 違反事件端緒関係

違反事件に対しての調査活動のため、実地検査や専門家等からの意見聴取等を行う。

2. 違反事件処理関係

被疑事業者等からのヒアリング、提出された資料の分析等を行うとともに、事件処理を迅速かつ適切に行うため、専門家等からの意見聴取等を行う。

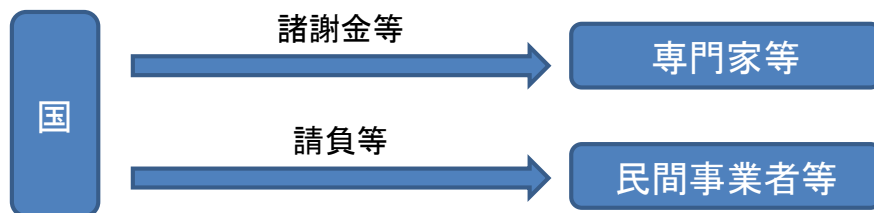
3. 効能・効果表示の違反事件調査関係

効能・効果をうたう表示について、専門家等からの意見聴取、参考人・関係人からのヒアリングを行う。問題となった表示品の試買や試買品の分析調査等を行う。

4. 課徴金制度関係

課徴金額の算定等のために参考人・関係者からのヒアリング等を行う。

資金の流れ



期待される効果

景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処することで、問題となった表示の是正や類似の表示を行う事業者に対する抑止効果が促進され、一般消費者の自主的かつ合理的な商品・役務の選択が確保されることが期待される。

食品表示制度の検討・担保（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 **48.5百万円**
（令和2年度予算額 27.5百万円）

事業概要・目的・必要性

- 平成31年4月に遺伝子組換え食品の表示制度が改正され、「遺伝子組換えでない」旨を表示するためには、食品中から遺伝子組換え農産物が検出されないことが必要となった。本改正に伴う表示の適正性を監視するため、令和5年4月の施行までに混入の有無を確認するための公定検査法を開発することが急務。
- また、アレルギー物質を含む食品の公定検査法について、検出精度を高めるための改良を進める必要。
- さらに、食品表示制度における課題を検討するに当たっては、消費者の意向等についての調査を継続的に実施する必要。当該調査の結果は、各種施策の効果を測定するための指標として、消費者基本計画工程表（令和2年7月消費者政策会議決定）にも位置付けられている。

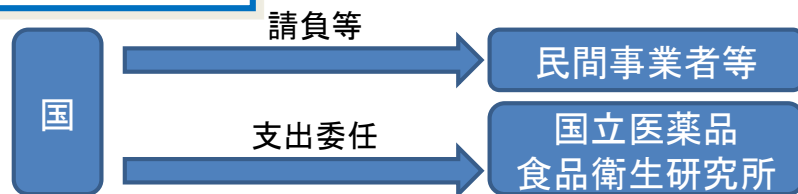
【消費者委員会答申書附帯意見（抄）】（平成31年4月）

1. 新たに検討中の公定検査法を含む監視
「遺伝子組換えでない」ことを表示するために新たに導入され、現在検討中である公定検査法に基づく科学的検証の仕組みを可能な限り早期に確立すべきである。

事業イメージ・具体例

- **食品の公定検査法の開発・改良**
今後の食品表示制度の適正な運用や監視業務に必要なとなることが想定される遺伝子組換え農産物の混入を確認するための公定検査法の開発やアレルギー物質を含む食品等の公定検査法の改良を実施。
- **食品表示制度の検討に必要な調査**
消費者による食品表示の活用状況やニーズを把握することを目的とした大規模な意向調査（1万人対象）を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 科学的な裏付けを基にした食品表示制度の適正な運用
- 消費者の実態、ニーズを捉えた食品表示施策の企画立案

食品表示制度（保健機能食品制度等を除く）の適正化・充実（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 10.1百万円
（令和2年度予算額 10.1百万円）

事業概要・目的・必要性

- 平成27年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度については、令和2年度に完全施行され、引き続き適切な運用を図る必要。特にアレルギー表示対象品目については継続的に実施している実態調査の結果を基に対象品目の見直しを検討する必要がある。
- また、令和4年度に全面施行される新たな加工食品の原料原産地表示制度等は、食品表示基準の改正に際して出された消費者委員会からの答申書に基づき、経過措置期間中の周知状況に関する実態調査・分析などを引き続き実施する必要。

事業イメージ・具体例

- **食品表示制度の適正化・充実に必要な調査等**
 - ・ アレルギー表示対象品目の追加修正の検討を行うための症例数の把握等必要な実態把握調査等の実施
- **消費者委員会の答申書を踏まえた実態調査等**
 - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る表示実態調査
 - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る食品関連事業者の理解度等に関する調査
 - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る事業者のコストなどの負担状況調査や意見等の実態調査

資金の流れ



期待される効果

- 食品表示制度の適正化・充実
- 消費者への情報提供の適正化・充実

食品表示制度の普及・啓発（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 **6.9百万円**
（令和2年度予算額 15.7百万円）

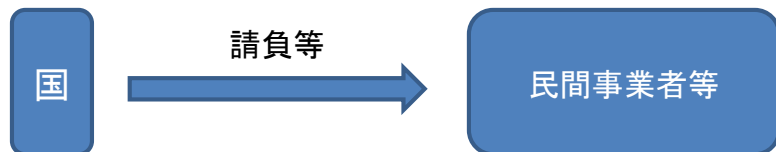
事業概要・目的・必要性

- 食品表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしていることから、自主的かつ合理的な食品の選択の確保をより一層推進するため、消費者に対する戦略的な普及・啓発を行うことが必要。
- 一方、毎年実施している消費者意向調査によれば、食品表示制度に対する消費者の理解度は依然低い状況（例：食品添加物表示に対する理解度は22.4%（令和元年度調査））。
- このため、より効果的・効率的に普及できるよう食品表示制度を普及する人材を育成するとともに、表示事項ごとに関心のある世代・属性を特定し、その世代等に効果的に情報発信できる媒体・手段を活用する。

事業イメージ・具体例

- 食品表示制度を効果的に普及する人材の育成
多様な消費者層への効果的・効率的な制度の普及を行うため、栄養士等の専門職向けの講習会等を通じて制度を普及する人材を育成。
- 普及啓発資材の作成
専門職が制度を普及する際に使用するパンフレット等普及啓発資材を作成。
- セミナーやSNS・雑誌等による情報発信
消費者団体と連携した消費者へのセミナーの実施や、テーマ別表示事項とこれに関心の高い世代・属性を関連付けて、各世代に効果的な媒体を用いて情報発信を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 消費者の食品表示制度の理解度が上昇し、食品表示の活用が推進されることによる、消費者の安全・安心の確保、自主的かつ合理的な食品の選択及び国民の健康の維持・増進の実現。

保健機能食品制度等の適正化・充実（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 10.6百万円

（令和2年度予算額 13.3百万円）

事業概要・目的・必要性

- 健康・医療戦略（令和2年3月閣議決定）において、健やかな生活習慣形成等のための取組等を通じ、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進するとされている。
- 国民の疾病・介護予防、健康づくりを推進するためには、保健機能食品制度を拡充し、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示を行い、自らの健康の維持・増進に役立ててもらふことが必要。
- また、栄養機能食品はその創設以降長期間見直されておらず、最新の科学的知見に基づき表示の充実を図るための抜本的な見直しを行うことが必要。

事業イメージ・具体例

- 特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）の拡充に係る検討
消費者の疾病予防に資する観点から、新たな保健の用途に関する表示に係る具体的な基準等を設定するため、最新知見の調査及び基準値の適切性を担保するための分析方法の検証を実施。また、専門的な知見を有する有識者による検討を実施。
- 栄養機能食品制度の拡充に係る検討
ビタミン、ミネラル等栄養素の機能を表示する栄養機能食品について、最新のエビデンスの調査を行い、健康機能の維持等に係る栄養機能表示の追加等について、有識者による検討を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 保健機能食品の拡充により、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示により、疾病予防、介護予防を通じて健康寿命の延伸を実現し、社会保障費の抑制に寄与。

買上調査等による検証事業（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 19.6百万円
（令和2年度予算額 19.5百万円）

事業概要・目的・必要性

○事業者の責任で届出により機能性が表示できる機能性表示食品制度、消費者庁長官が表示許可を行う保健機能食品制度及び特別用途食品制度を適切に運用するためには、販売されている製品中の成分の含有量及び分析方法を検証し、その結果に基づき事業者に指導等することを通じて、事業者の品質管理の質向上を図るとともに適正な表示による消費者への情報提供がなされる必要がある。

○また、消費者基本計画（令和2年3月閣議決定）において、保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用することとされている。

【消費者基本計画(抄)】(令和2年3月閣議決定)

第5章1.(2)⑤食品表示等による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用するとともに、消費者及び事業者に対し、積極的な普及啓発を行い、理解促進を図る。(中略)。

事業イメージ・具体例

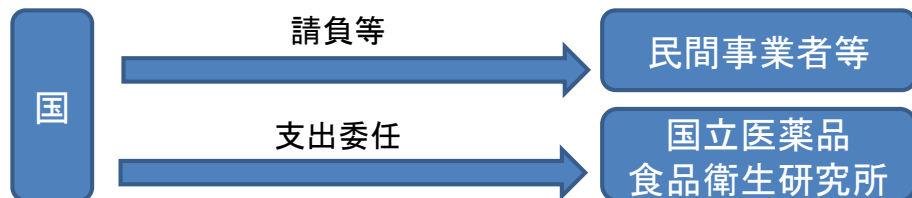
○市場に流通している機能性表示食品、特定保健用食品及び特別用途食品の買上調査による検証

分析方法が記載されている届出資料又は申請書の方法に従い、機能性表示食品に係る機能性関与成分、特定保健用食品に係る関与成分、特別用途食品に係る栄養成分の含有量を分析し、その結果に基づき対象商品に表示されている成分の表示値の妥当性を評価。

○食品の分析法に関する調査・検証

機能性表示食品制度の運用の適正を確保するため、食品に機能性を表示するための機能性関与成分の分析方法について国の試験研究機関による検証を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 事後確認による適切な制度の運用
- 適正な食品表示による消費者への正確な情報提供

特定保健用食品データベースの運用（消費者庁食品表示企画課）

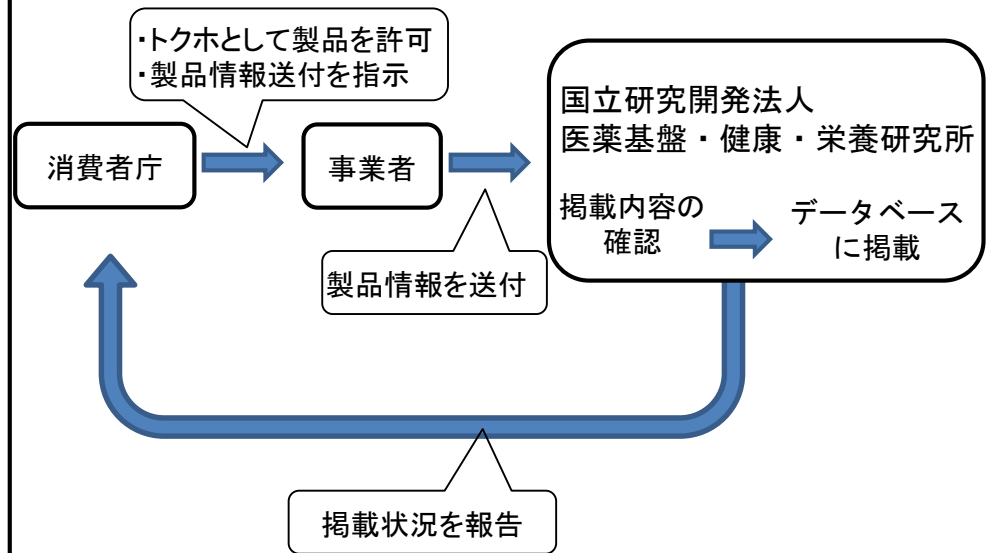
令和3年度予算案 3.9百万円
（令和2年度予算額 3.9百万円）

事業概要・目的・必要性

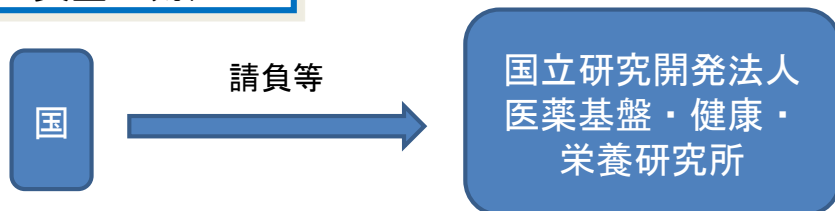
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が保有する「健康食品」の安全性・有効性情報データベースは、特定保健用食品を含む健康食品について信頼できる公的な情報源として存在する唯一のデータベースであり、1日あたり平均17千件のアクセスがある。
- 平成28年に消費者委員会「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」において、許可されている製品に対して情報の登録・公開が追いついていないため、引き続き公開件数を増やし、データベースを充実させ、消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保する必要があるとされている。
- このため、栄養研のデータベースにおいて、特定保健用食品に関する情報を消費者に対して安定的に提供する。

事業イメージ・具体例

- 栄養研のデータベース上に、事業者から提供される特定保健用食品の製品情報を掲載し、公開できるようデータベースを安定的に運用。



資金の流れ



期待される効果

- 消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
- 消費者への情報提供の充実
- 効率的な食品表示制度の運用

製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースの整備・運用（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 47.6百万円
（令和2年度予算額 56.1百万円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者等が必要な情報を簡便に閲覧・検索できるとともに、事業者がオンライン上で届出手続きを行うことを可能とするため、製造所固有記号制度及び機能性表示食品制度の届出データベースを構築し、平成28年4月より運用を開始。
- デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月閣議決定）及び骨太の方針（令和元年6月閣議決定）を実施するため、コスト面、セキュリティ面、運用面など様々な観点を踏まえ、令和2年度にシステム更改・再構築。
- 当該データベースを適正に運用し、消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保。

事業イメージ・具体例

- データベースの運用保守業務
性能管理、稼動状況管理、セキュリティ管理、バックアップ管理、障害復旧対応等の運用及びソフトウェア製品、データの保守等を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
- 消費者への情報提供の充実
- 効率的な食品表示制度の運用

食品表示対策の推進（消費者庁食品表示企画課）

令和3年度予算案 1. 0億円
（令和2年度予算額 1. 0億円）

事業概要・目的・必要性

- 食品表示に関する制度の適正な企画・立案・運用に必要な取組を実施し、消費者利益の増進を図ることが必要。

【消費者基本計画(抄)】(令和2年3月閣議決定)

第5章1. (2)⑤食品表示等による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

2020年度から全面施行される食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、適切な運用を図る(中略)。

【健康医療戦略(抄)】(令和2年3月閣議決定)

4.2.1.新産業創出

個別の領域の取組(健康な食、地域資源の活用)

健康の維持・増進や健康リスクの低減に係る食品の機能性等を表示できる制度を適切に運用するとともに、機能性表示食品等について科学的知見の蓄積を進め、免疫機能の改善等を通じた保健用途における新たな表示を実現することを目指す。

- 食品表示分野において国際規格とされているコーデックス規格と我が国の食品表示制度との整合を図る必要。

事業イメージ・具体例

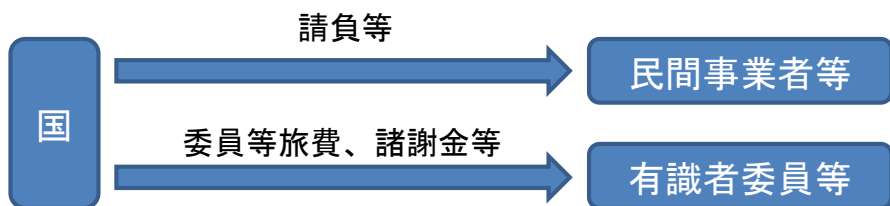
- **食品表示に関する制度の企画・立案・運用**

食品表示をめぐる政策的課題に対応し、食品表示に関する制度を適正に企画・立案するための取組を実施するため、食品表示に関する知見を収集・蓄積するとともに、有識者を集めた検討会等を実施。

- **コーデックス委員会への出席等**

消費者庁がコーデックス委員会食品表示部会(CCFL)及び同栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)に政府代表団の団長として出席。

資金の流れ



期待される効果

- 時代のニーズに即した食品表示制度の適正な企画・立案・運用
- 国際規格との整合性の確保による、我が国の食品表示制度の適正な運用

新未来創造戦略本部に関する経費（消費者庁総務課）

令和3年度予算案 1. 7億円
（令和2年度予算額 1. 3億円）

事業概要・目的

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）等を踏まえ、令和2年7月に徳島県に「新未来創造戦略本部」を開設。（平成29年年7月に設置した「消費者行政新未来創造オフィス」を拡充）

○同本部においては、以下の機能を担っていくこととしており、同本部には国際的な消費者政策の研究拠点として「国際消費者政策研究センター」を設置している。

- ①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点
- ②消費者政策の研究拠点
- ③新たな国際業務の拠点
- ④災害時のバックアップ機能
- ⑤働き方改革の拠点

○こうした本部の機能を支えるための事務的経費として計上。

事業イメージ・具体例

• 全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点

- 徳島県を実証フィールドとしたモデルプロジェクトを引き続き実施
- 【例】見守りネットワークの取組促進 等

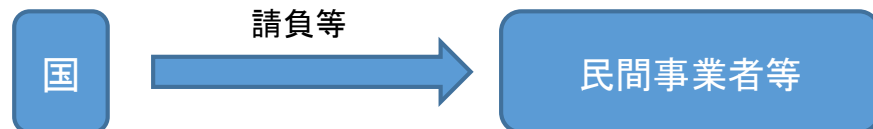
• 消費者政策の研究拠点

- 消費者政策の中核的な役割を果たす研究部門として、学術機関・関係学会等と連携しながら、研究を行う
- 【例】認知症と消費者被害に関する研究 等

• 新たな国際業務の拠点

- 新たに必要性が高まっている国際業務（国際 交流・国際共同研究等）を行う
- 【例】国際シンポジウムの開催 等

資金の流れ



期待される効果

○「新未来創造戦略本部」において、理論的・先進的な調査・研究、全国展開を見据えたモデルプロジェクト、国際的な政策研究等を行うことで、全国の消費者の利益に資する高い成果を創出する。

行政情報化推進経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和3年度予算案 **8. 8億円**
（令和2年度予算額 8. 7億円）

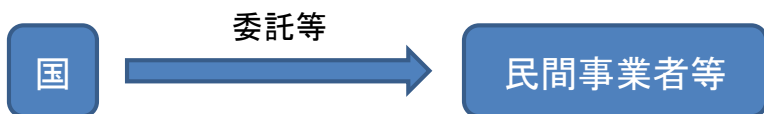
事業概要・目的・必要性

- 目的
消費者庁においては業務システムの整備・維持・管理を行うに際して行政事務の情報化の推進を行い、かつ、情報システムのセキュリティの強化を図りつつ、国民に信頼される電子政府を引き続き推進していく。
- 事業概要
 - ・ 消費者庁LANに必要な経費
 - ・ 脆弱性外部監査に係る経費
 - ・ 消費者庁全体管理組織（PMO）の支援業務
 - ・ テレワーク端末からの接続拡充
 - ・ 特定業務用PC等のリース業務

事業イメージ・具体例

- 消費者庁LANに必要な経費
 - (1) 設計・構築、機器賃貸借・保守、データセンター、回線・システム管理業務
 - (2) 行政端末周辺機器追加及び各種業務
 - (3) 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務
 - (4) 副データセンター監視業務
- 脆弱性外部監査に係る経費
脆弱性外部監査に係る経費等、情報セキュリティの観点から第三者機関による監査等を行う。
- 消費者庁全体管理組織（PMO）の支援業務
（個別システムOS/MW等のバージョンアップ業務）
デジタルガバメントに関するプラットフォーム改革推進及び個別システムを担当する原課（PMO）が効率的かつ円滑に業務を推進する上で必要となる技術的見地からの支援。
- 行政端末からのSSL-VPN接続数拡充
新型コロナ対策のためテレワークによる勤務が拡大し、引き続き出勤回避が求められている状況にあり、来年度はオリンピック開催もあることから引き続きテレワーク環境を整える。
- 特定業務用PC等のリース業務
特定業務用のPC等を庁内全体をとりまとめて契約を行う。

資金の流れ



期待される効果

消費者に対して24時間365日情報発信・提供等が行えるよう消費者LANシステムを安定稼働させ、業務の効率化・高度化することにより消費者の利便性・安全性の向上等に資することや、職員の働き方により柔軟性を持たせることができる。

最高情報セキュリティアドバイザー業務推進経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和3年度予算案 1百万円
（令和2年度予算額 1百万円）

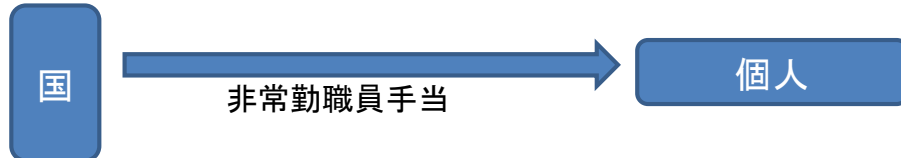
事業概要・目的・必要性

- 目的
情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を最高情報セキュリティアドバイザーとして置き、最高情報セキュリティ責任者に対する支援・助言を行う。
- 事業概要
最高情報セキュリティアドバイザーに対する非常勤職員手当

事業イメージ・具体例

- 最高情報セキュリティアドバイザーに委嘱する業務の具体例
 - ・ 府省庁全体の情報セキュリティ対策の推進に係る助言
 - ・ 情報セキュリティ関係規程の整備に係る助言
 - ・ 対策推進計画の策定に係る助言
 - ・ 教育実施計画の立案に係る助言並びに教材開発及び教育実施の支援
 - ・ 情報システムに係る技術的事項に係る助言
 - ・ 情報システムの設計・開発を外部委託により行う場合に調達仕様に含めて提示する情報セキュリティに係る要求仕様の策定に係る助言
 - ・ 行政事務従事者に対する日常的な相談対応
 - ・ 情報セキュリティインシデントへの対処の支援
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策への助言又は支援

資金の流れ



期待される効果

消費者庁の情報セキュリティ対策を着実に進め、組織全体として計画的に対策が実施されるよう推進されることが期待できる。

情報セキュリティ対策に必要な経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和3年度予算案 **11百万円**
（令和2年度予算額 21百万円）

事業概要・目的・必要性

- 目的
 - ・ 情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策の確実な整備を実施し、消費者庁の情報セキュリティを向上させる。また、消費者庁情報セキュリティポリシーで規定しているとおり、全ての職員への情報セキュリティ教育を実施し、情報の漏えい等のセキュリティ事故を防ぐことを目的とする。
 - ・ IT調達に係るサプライチェーン・リスク対応の運用手引きが整備され、調達関連の教育及び規程類の整備を行い、ITガバナンス強化と職員のリテラシー向上を目的とする。
 - ・ テレワーク、Web会議における情報セキュリティ対策の強化を目的とする。
- 事業概要
消費者庁の情報セキュリティ対策等に係る対応支援業務

事業イメージ・具体例

- (1) 情報セキュリティ対策実施状況報告の作成支援
- (2) 情報セキュリティに関する監査の実施
- (3) 対策推進計画案作成
- (4) 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価実施支援
- (5) 情報セキュリティポリシーや関連規程類の見直し案作成
- (6) 教育用コンテンツ作成
- (7) 不審メール攻撃訓練支援業務
- (8) 消費者庁IT-BCP見直し支援業務
- (9) 消費者庁CSIRT対応支援業務

資金の流れ



期待される効果

- ・ 職員や情報システムからの情報漏洩等の防止。
- ・ 情報セキュリティのガバナンス強化及び対策向上。
- ・ 職員の情報セキュリティに対する意識及び知識の向上。